

令和4年第1回定例会

一宮町議会会議録

令和4年3月7日開会

令和4年3月16日閉会

一宮町議会

令和4年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（3月7日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	5
一般質問	13
藤 乗 一 由 君	14
大 橋 照 雄 君	31
志 田 延 子 君	42
内 山 邦 俊 君	44
袴 田 忍 君	45
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	60

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 19 号～議案第 23 号の上程、説明、委員会付託	84
休会の件	89
散会の宣告	89

第 2 号 (3月16日)

出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	91
職務のため出席した事務局職員	91
議事日程	91
開議の宣告	93
議事日程の報告	93
議案第 19 号～議案第 23 号の委員長報告、質疑、討論、採決	93
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
同意案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
同意案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
閉会の宣告	117
署名議員	119

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 7 日 （ 月 ）

令和4年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和4年3月7日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計課長	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	秦和範	秘書広報課長	渡邊浩二
企画課長補佐	鵜澤あけみ	税務課長	目良正巳
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常磨
オリンピック 推進課長兼 都市環境課長	高田亮	産業観光課長	田中一郎
子育て支援 課長	御園明裕	教育課長	峰島勝彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 議案第 1 号 釣ヶ崎海岸施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第七 議案第 2 号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第八 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第九 議案第 4 号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第十 議案第 5 号 一宮町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十一 議案第 6 号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第十二 議案第 7 号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第十三 議案第 8 号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 9 号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 10 号 一宮町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 日程第十七 議案第 12 号 町道路線の変更について
- 日程第十八 議案第 13 号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変
更について
- 日程第十九 議案第 14 号 令和 3 年度一宮町一般会計補正予算（第 9 次）議定について
- 日程第二十 議案第 15 号 令和 3 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2
次）議定について
- 日程第二十一 議案第 16 号 令和 3 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）議定
について
- 日程第二十二 議案第 17 号 令和 3 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）
議定について
- 日程第二十三 議案第 18 号 令和 3 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2

次) 議定について

- 日程第二十四 議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十五 議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
- 日程第二十六 議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第二十七 議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第二十八 議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第二十九 休会の件

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さんおはようございます。

3月になりまして、少しずつ寒さが和らいできている今日この頃ですが、早朝よりご参集をいただき、誠にご苦労さまでございます。

新型コロナウイルス感染症者数は減少しつつあるものの、その減少は緩やかであり、まん延防止等重点措置期間が延長されております。皆様、引き続き感染防止に努めていただきますようお願いを申し上げます。

ただいまから令和4年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針をはじめとして、条例の制定1件、条例の一部改正9件、町道路線の認定、変更が各1件、工事委託の協定変更1件、各会計の補正予算5件、新年度の予算議定5件のほか、同意案件が2件であります。なお、新年度予算の審議は、慣例により各常任委員会へ付託して審議をしまいたいと思います。また、一般質問は5名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日3月7日から16日までの10日間としたいと思います。

以上で報告を終わりといたします。以上です。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷して、お手元に配付してあります。これをもって了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

6番、小安博之君、7番、袴田 忍君、以上、兩名をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から16日までの10日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの10日間といたします。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（鶴沢一男君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、改めましておはようございます。

本日ここに、令和4年第1回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和4年度予算案を中心にご審議を願うところではありますが、この機会に令和4年度の町政運営の基本的な考え方につきまして所信の一端を申し上げ、引き続き議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務課所管の業務についてでございます。

初めに、令和4年度当初予算概要について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との闘いからはや2年という月日が経過しましたが、本年に入り、新たな変異株であるオミクロン株の感染者が急激に増加し、千葉県においてもまん延防止等重点措置が発令されるなど、いまだに収束の兆しが見えない状況が続いております。こうした中、一日でも早く皆様が安心して暮らせる日常を取り戻せるよう、新型コロナウイルス感染症への対応に全力で取り組むとともに、社会保障や防災減災対策など町民の命と暮らしを守ることを重点に置き、令和4年度の予算編成を行ったところであります。

令和4年度の予算案でございますが、一般会計の総額は47億2,100万円で、令和3年度に比べ0.9%、4,200万円の増加となりました。主な内容を申し上げますと、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国・県、医療機関と連携し、3回目のワクチン接種が一日でも早く町民の皆様に行き渡るよう取り組んでまいります。また、安心安全で強靱なまちづくりを目指し、一宮町中央ポンプ場及び長生第二排水機場整備事業の拡充に加え、地域防災計画の改定、河川監視カメラの設置を行います。さらに、観光目的の集客促進として、東京2020オリンピック大会のレガシーとして整備された釣ヶ崎海岸施設に観光案内所をオープンするほか、教育環境の改善対策として一宮中学校の校舎屋上防水工事などを盛り込み、幅広い分野に配分いたしました。

また、特別会計につきましては、4会計総額で28億3,011万1,000円、前年度に比べますと2,235万4,000円の減額となりました。主な減額要因は、農業集落排水事業特別会計で原地区汚水処理施設の大規模改修に向けた実施設計業務が終了したことに伴い、予算規模が減少となったものです。

今後も、社会保障関係費の増加や、公共施設の長寿命化対策、感染症対策など、財政需要は年々増加する傾向にございますが、魅力あふれるまちづくりが継続的に進められるよう、

さらなる経費削減に取り組み、健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

次に防災関係です。

一宮町地域防災計画は、町民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法に基づき一宮町防災会議が策定するものです。こちらは、平成25年度に修正され8年以上経過しています。その間の水防法等の法改正や、南海トラフ地震対策計画の作成等が新規に必要なため、改定に取り組みます。

また、現在、増水時等に目視で行っている町内の一宮川の状況の確認のために河川監視カメラを設置します。これにより、適時に安全な方法で情報を取得し、避難情報等の発信力のさらなる強化を図ります。

続きまして、企画課所管の業務についてでございます。

まず、東京2020オリンピックサーフィン大会時にも使用された釣ヶ崎海岸施設ですが、トイレ及びシャワー室は4月1日から一般利用を開始いたします。また、先日募集いたしました施設の愛称は、選考の結果、ステラ釣ヶ崎に決定しました。たくさんのご応募をいただきありがとうございました。

次に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、明治安田生命保険相互会社とそれぞれに包括連携協定を締結したことを報告いたします。この協定により、協働による活動を推進し、町民の健康増進やサービス向上を目指します。今後は、町民の皆様が参加できるセミナーなどの開催を予定しております。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、この3月に策定され、令和4年4月から5年間の町政の重点戦略を示すものとして開始します。こちらは、本町の健全で優れた行政展開の方向を示すものとして機能させてまいります。あわせて、一宮町男女共同参画計画についても令和4年4月から5年間の計画で開始します。男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮し、豊かで活力ある社会を築いていくことを推進してまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてでございます。

まず、国民健康保険の関係です。

歳入につきましては、団塊の世代が国民健康保険から後期高齢者へ移行することから、被保険者の若干の減少が見込まれます。しかしながら、ここ数年の国民健康保険税の収納率向上を考慮し、前年度予算と比べ、約780万円の増加を見込んでおります。また、歳出の医療費につきましては、新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、医療機関での受診控え

による減少がありましたが、徐々に増加傾向に転じ、令和4年度につきましては10億円を超える見通しであります。新型コロナウイルス感染拡大が長引く中で、今後も国保運営にもたらす影響が心配されますが、特定健康診査事業や糖尿病の重症化予防事業、人間ドック助成事業などの実施により、医療費の適正化を推進するとともに、県と一体となって制度運営の安定化に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係です。

令和4年から団塊の世代が75歳以上になり始め、後期高齢者の医療費の増加が見込まれ、それを支える現役世代の負担上昇を少しでも抑えていくために、一定以上の所得がある方は令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が2割となります。ただし、窓口負担割合が2割となる方には、令和7年9月末までの3年間は1か月分の負担額の増加が最大でも3,000円とする救済措置が取られます。

一方、保険料率ですが、2年に一度見直しを行い、平成26年度以降上昇傾向でありましたが、令和4年度、令和5年度については、広域連合が管理している保険料調整基金を活用することにより保険料率は据え置かれます。令和4年度においても、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、健診や人間ドック、歯科健診等の保健事業の強化を図りつつ、国の動向を踏まえ広域連合と一体となって、医療費の適正化に努めてまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

まず、町内における新型コロナウイルス感染症の状況です。

町内113例目となる感染者が発表された今年の9月11日以降、今年の1月8日までの間は、新規感染者の発表もなく、比較的落ち着いた状態が保たれておりました。しかしながら、感染力が強いオミクロン株の国内流入を契機に、当町も例外ではなく感染者が急増しております。その数は、2月28日時点で今年の9月11日から316人増加の429人に上り、年代別では10歳代以下の若年層への感染が目立つ状況です。なお、2月24日時点では、感染者394人のうち329の方が療養解除または退院された一方、自宅療養中の方は59人、入院中の方は5人、ホテル療養中の方は1人という状況です。

感染された皆様には、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

次に、新型コロナワクチン接種の関係です。

12歳以上を対象とする1、2回目の接種については、2月28日時点で対象者の86.6%に当たる9,678人の皆様が2回目の接種を済まされました。現在は18歳以上を対象となる3回目

の追加接種も進めており、2月28日時点で対象者の27.9%に当たる2,932人の皆様が接種を済まされ、このうち1,911人の皆様には町独自の集団接種により事故なく安全に接種を提供することができました。これはひとえに集団接種にご従事いただいた町内の医師や看護師の皆様、また、スムーズな接種にご協力いただいた町民の皆様のご尽力のたまものです。皆様のご協力に感謝を申し上げます。

また、5歳から11歳までのお子様750人を対象とする接種については、今月下旬の接種開始を予定しており、現在、医師会や管内市町村との協議を重ね、万全な体制を構築しております。町民の皆様には、引き続き気を緩めることなく、マスクの着用や手指の消毒など基本的な感染症対策の徹底をお願い申し上げます。

次に、福祉事業の関係であります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した皆様が速やかに生活、暮らしの支援を受けることができるよう、1世帯につき現金10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ですが、対象となる令和3年度住民税均等割の非課税世帯1,388世帯に対し、本年2月1日からご案内を開始しました。2月28日までの間に、対象の90.1%に当たる1,250世帯からの申請があり、随時給付金の振込手続を行っております。さらにこの後、家計急変世帯についても1世帯当たり現金10万円を給付する臨時特別給付金事業をご案内してまいります。こちらは令和3年度の住民税課税世帯であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯全員の令和3年1月以降の収入が減少し、住民税均等割の非課税相当の水準に落ち込んだ世帯が対象です。いずれの給付金についても申請期限は本年9月30日ですので、対象となる世帯の皆様が申請機会を逃すことがないように、適切な周知に努めてまいります。

続きまして、健康事業の関係です。

接種後の体の痛みなどの報告が相次いだことから、積極的勧奨が差し控えられていた子宮頸がんワクチンの接種につきまして、今般、厚生労働省専門部会での検討結果を踏まえた厚生労働省通知により、積極的勧奨を再開することになりました。令和4年度は定期接種対象者への勧奨に加え、これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃された平成9年4月から平成18年3月生まれの方につきましても接種を勧奨してまいります。

次に、令和3年度を最終年度としていた風疹第5期予防接種につきましては、国が目標に掲げた抗体検査920万人、予防接種190万人の達成が困難な見込みであるため、令和7年3月末までの間、事業が継続されることになりました。これにより、令和4年度は昭和37年4月

2日から昭和54年4月1日生まれの男性で抗体検査を受診していない方に対し、受診勧奨をしております。風疹は成人の重症化リスクが高い上、妊娠初期の妊婦が感染した場合、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害を起こす可能性があります。ご自身はもちろんのこと、これから生まれてくる子供たちを守るため、対象の世代で風疹の抗体検査や予防接種を済まされていない方は、積極的な受診をお願い申し上げます。

次に、介護保険事業の関係です。

町では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防や認知症予防への取組を積極的に展開しております。令和4年度は、身近な地域での集いの場のさらなる充実を図るべく、地区に出向いて出張介護予防教室を行う介護予防推進員の成り手を追加募集いたします。養成講座の受講により、どなたでも介護予防推進員としての活動が可能となりますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてでございます。

まず、令和4年度の保育所入所児童数についてご報告します。保護者の就労等、保育の必要性により調整した結果、いちのみや保育所87人、愛光保育園78人、東浪見こども園63人、一宮どろんこ保育園145人となり、定員内となる373人の入所決定をいたしました。近年の傾向ではありますが、0、1、2歳児の入所申込みが多いため、保育施設と協議を重ねた上で、多数の児童が入所できるように慎重に調整いたしました。依然として新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、安心安全な保育環境保持に細心の注意を払うとともに、在宅での子育て支援の充実についても努めてまいります。

次に、学童保育についてです。

この1月に新年度の申込受付を行い、審査、調整をした結果、4月からの利用者数は、一宮、東浪見、合わせて昨年度より6人少ない154人となりました。保育時間内において、児童が楽しく安心安全に過ごせるよう、また、保護者にとりましても安心していただける運営に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてでございます。

まず、農業関係です。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中で、持続可能な農業を実現していくために、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積、集約化を促進してまいります。そのほかに、安定生産や品質向上を図るための機械導入や施設整備等に対する補助、新規就農者への支援など、安定した農業経営に向けた取組を行ってまいります。

また、米の需給と価格安定のため、需要に応じた主食用米の生産を進めるとともに、主食用米以外の生産などを推進し、米価安定と生産性の高い水田農業の実現を図ります。

また、地域ぐるみで農地の適正な保全管理を行う共同活動に対する支援や、農業用排水施設の整備に係る経費に対し助成をし、農地保全に取り組みます。

また、大雨による浸水被害を軽減するためのポンプ更新工事など、老朽化した排水機場の設備更新を進め、農業生産基盤の強化を図ります。

続きまして、商工関係についてです。

コロナ禍において厳しい経済状況が続いていますが、商工会や金融機関をはじめとする各種団体とより一層の連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう、町内企業へ必要な支援を行ってまいります。次に、消費者支援では、インターネットを利用した複雑かつ巧妙な悪質商法や詐欺行為等から町民生活を守るため、消費生活相談や消費者教育の充実及び啓発活動の強化に継続して取り組んでまいります。

次に、観光関係についてです。

オリンピック効果もあり、海岸エリアを中心に町内観光施設を訪れる観光客は年々増加傾向にあります。こうした状況をチャンスと捉え、町内の貴重な歴史遺産や緑豊かな環境を観光資源として磨き上げ、町内観光地のPRやイベントに対して支援をしてまいります。さらに、釣ヶ崎海岸では、新たに整備された町の休憩施設に観光案内所を設置し、観光情報の提供やレンタサイクルの貸出しを行い、観光客の来訪促進や回遊性の向上を図ることにより、町の新たな観光拠点としての確立を目指します。

続きまして、都市環境課所管の業務についてでございます。

まず、土木事業についてです。

町道整備は、前年度からの継続事業を中心に、道路機能の改善及び安全確保に努めてまいります。

また、国庫補助事業では、5年に一度の実施が義務づけられております橋梁、トンネル、のり面の点検業務を行います。

また、交通安全対策事業についてですが、通学路安全プログラムに基づく合同点検の危険箇所を中心に整備を行ってまいります。

続きまして環境関係です。

合併処理浄化槽設置事業は、くみ取式や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を助成することにより、生活環境の保全及び公衆衛生のより一層の向上に取り組みます。

また、有害鳥獣対策事業ですが、年々、イノシシやキョン、アライグマ等の有害鳥獣捕獲数が増えています。令和2年度に一宮町鳥獣被害防止計画を策定し、今年度から令和5年度を計画期間としております。本計画に基づき被害防止対策を進めることで、本町の農作物等を保護するとともに、町民の安心安全な生活環境の実現を目指してまいります。

次に、建築指導事業ですが、近年、増加傾向にある空き家対策として、一宮町空き家バンク制度と空き家リフォーム補助金を創設し、空き家を利活用することにより空き家の増加を防ぎ、町の良好な生活環境を保全するとともに、住宅として供給し、移住定住促進と地域の活性化を図ります。

次に、公共下水道事業ですが、千葉県下水道公社との協定に基づき、昨年度からの2か年計画で進めてきた中央ポンプ場大規模改修事業につきましては、この3月までにおおむね工事が完了し、大きな事故もなく、無事、除じん機、電気設備の据付けを完了しました。

今後は、築30年を迎え、いまだ老朽化の著しい中央ポンプ場のその他の設備について、今年度策定した中央ポンプ場ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用した長期的な改修を実施し、町民のさらなる安心安全な生活に資する施設の機能確保を図ってまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてでございます。

まず、学校教育関係であります。

強い感染力を持つオミクロン株の蔓延に伴い、町内小中学校におきましても臨時休業等の措置を講ずる事態がありました。いまだ新型コロナウイルス感染症の収束は見込めないため、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、学習の遅れが生じることのないよう、オンライン学習にも力を入れて取り組んでまいります。

次に、ICT機器の整備についてです。

令和4年度は、リース期間満了を迎える中学校の教員用パソコン及びサーバーの入替え事業を予定しています。

次に学校施設整備についてです。

工事施工後13年が経過し、校舎内部への雨漏りが生じている中学校南校舎の屋上防水工事を予定しております。生徒が安心かつ快適に学校生活や学習に取り組めるよう改善を図ります。

次に、小中学校給食事業についてです。

安心安全でおいしい給食の提供と、調理従事者の安全性を確保するため、経年劣化が進む

各種調理機器について、耐用年数や機器の劣化診断結果等に基づき、新たな機器への入替えを実施してまいります。

社会教育関係についてであります。

まず、「一宮町史」の編さんを本格的に開始します。令和3年度に準備委員会を設置し、編さん方針などを検討しました。新年度からは、専門家で構成する編さん委員会を立ち上げ、歴史資料の調査を開始し、10年計画で町史の編さんを進める予定です。また、今年の大河ドラマの中で、一宮ゆかりの偉人、上総広常が登場することから、関連した冊子を刊行し郷土の歴史を伝えていきます。

次に、GSSセンターについてですが、開館から35年が経過し老朽化が進んでいます。学校関係をはじめ、各種大会で頻繁に利用され、また、避難所にもなっていることから、施設の補修が必要な状況です。

まず、雨漏り対策の一環として、オーバーフロー管の増設工事を行います。また、大雨が降った際の排水処理対策として、雨水排管を増設します。また、高圧受電設備については、開館時から使用している機器の劣化や部品の故障が多く、施設全体が停電する危険性があるため、キュービクル内の部品交換と機器の取替えを行います。今後も、社会教育施設の整備に取り組んでまいります。

終わりに、本定例会には、令和4年度の各会計予算案5件、令和3年度の補正予算案5件、条例の新規制定1件、一部改正案9件など、合わせて25件の議案を提出しております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承を願います。

また、感染防止の観点から、1時間に1回程度の休憩を取り、換気を行います。質問の途中で休憩する場合がありますのでご了承を願います。

◇ 藤 乘 一 由 君

○議長（鶴沢一男君） それでは、通告順に従い、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、大きく3点質問を上げさせていただいておりますので、1問ずつ分けさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

まず1問目、新型コロナワクチン接種に関する現状と今後について、また、特にワクチン接種に強く不安を感じている方やお子様、諸事情によって接種を見合わせざるを得ないと考える方、そうした方などへの対応についてお伺いいたします。

1、ワクチン接種をためらう、あるいは見合わせたいという方、あるいは子供やアレルギー疾患等をお持ちの方など、現在までに町へはどのような問合せ、相談などが寄せられているのでしょうか。

2つ目としまして、それらに対して、現在までの対応の仕方、これはどのようにされているのかということについてお伺いします。

3つ目としまして、こうした皆様へ対する情報提供については、どのような内容、どのようなやり方、方法で行っているのか。これらについてお答えください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、新型コロナワクチンの接種に関する3つのご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

ご案内のとおり、新型コロナワクチンの接種は強制でなく、あくまでご本人の意思によるものとされております。そのため、町では接種による効果や副反応、接種に悩まれた際の相談窓口など、皆様が接種を判断するために必要な情報を個別通知やホームページ等でお知らせしており、あわせて、接種を受けない方に対し差別的な対応がないようお願いもしております。

こうした中、これまでに寄せられた相談には、花粉症等のアレルギー疾患があるが接種は可能か、妊娠中、授乳中に接種は可能か。希望しない場合は接種しなくてよいかなどがあり、こうした相談には、福祉健康課の職員が丁寧にお答えしているほか、必要に応じかかりつけ医への相談や、国・県が開設するコールセンターへの相談も促しております。

なお、何らかの事情によりこれまでに接種を受けていない方が今後接種を希望することも

考えられますので、引き続き未接種者に対する接種勧奨についても適時実施してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいまご説明いただきましたが、現状でも、これまでもなかなか様々な事情で、あるいは理由によって接種ができない、見合わせという方々が少なからずいらっしゃる、一定数いらっしゃるということは分かっているわけですが、そして、これからさらに子供さんへの接種、5歳以上というのがどんどん進んでいくということになるわけですが、子供さんの場合には、また事情が変わりまして、親御さんの判断、親御さんのご家庭の事情、様々なもっとややこしい事情が入ってくるわけですね。子供さんに関しましては、そうした複雑な事情もさらにある中で、周囲のご理解というのも非常に重要なことになってまいります。

ただいまのご説明の中に、接種を受けない方への差別的なことがないように、そういう対応がないようにというふうに言っていたんですけれども、まさにその点に関わる部分で、特に周囲の皆さんのご理解というのは大変大きなことですので、そうしたことに問題が起きないように、できるだけ周囲からも思いやりを持って対応していただけるような情報発信の仕方というのを、今までのやり方プラスアルファということで取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは大人の方、現状で、これまで受けられなかった方という方々に対する対応という面でも同様なんですけれども、これまで問合せがあった方に丁寧にご対応いただくというのもございますし、町のホームページなり、いろんな広報ですとかメディアを使って通知していただくというのもございましたが、また違った形で学校ですとか、保育園ですとか、そういったところを通じて、町から、例えば印刷物ですとか、それぞれの連絡するようなメディアに載せていただくような形で、周囲にも十分ご理解いただけるような対応の仕方というのはしていただきたいなと思います。

その辺について、今後どのようにかご検討いただきたいんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

5歳から11歳までの小児につきましては、基礎疾患のあるお子様を最優先に今月下旬から

接種を開始してまいります。議員ご指摘のとおり、ご本人や保護者の中には副反応のリスク等、疑問や不安をお持ちの方も少なくないものと思われま。そのため、町では接種の効果や副反応のリスク、さらには接種に関連した偏見や差別の防止について、広報紙やホームページ、個別通知など、一層丁寧な周知と啓発に努め、対応には万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 再々質問はございません。できるだけいろんな形で対応していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2番目としまして、町長は学校施設の早期改修、改築による教育環境の整備強化をどのようにお考えなのかという点です。

前回までの質問の答弁、これらを総合いたしますと、学校施設の改修等はポンプ場施設等の改修の後に財政も考慮した上で検討するというので、これを考えますと、実際に取りかかるのは10年以上先というふうに受け止められるような内容だと考えるんですけども、いつの完成を目指すのかと。10年後なのか15年後なのか、明確なプランが示されておられません。馬淵町長とされましては、どのようなプラン、ビジョンを考えているのかということについてお伺いしたいと思います。

そこで、まず3点お伺いします。

1つ目としまして、町長とされましては、具体的にいつ取りかかり、いつの完成を考えていらっしゃるのかという点。

2つ目としまして、防災施設の整備も急務の一つではありますが、それらの整備との関わりについて、町長はどのような方針を持っていらっしゃるのかという点です。

3つ目としまして、それに対する町長のお考えを進めるにはそれなりの準備が必要だと思います。これについて、どのように進めたいと考えているのか。準備というのは計画なんですけれども、計画の中には予算的な部分も当然大きな部分を占めているわけで、プランだけをつくっただけではできないわけです。

そこで、少々これについて説明させていただきます。オリンピック開催までの間に、サーフィンとすると、一宮駅東口設置、これも関連するわけですが、これらをはじめとしたオリンピック関連にエネルギーと予算を多大につぎ込んできたわけなんですけれども、そのために学

校の校舎改築、こういった教育環境の整備あるいは災害時に向けた防災関係のインフラ整備、こういったことは忘れ去られてしまったかのように、全く目を向けずにこれまで進んできてしまいました。

今現在、ポンプ場の改修のために予算を相当必要とするということで、教育環境の整備、校舎の改修、その他といったことは、いつになるか分からないような状況であります。いずれ改修しなくてはならないと、これはもう随分前から分かっていたわけですから、当然のこと、基金ですとか計画、具体的にどんなものをどこにどういうふうにするのかということについて、これを進めておかなければならなかったはずなんですけど、私としましては、あるいは各方面からだと思いますが、公共施設や、インフラの整備はどうするんだというふうに言われ続けてきたはずなんです。私としても、馬淵町長就任以来ずっとこれについては訴え続けてまいりました。それにもかかわらず、準備さえ怠ってきたという実情があります。

次年度予算として、中学校校舎の雨漏り対策、この改修が2,000万円弱計上してあるので、今後最低でも5年以上は校舎の建て替えなどは検討されないだろうというふうに想定されます。そのとおりにもし進んだ場合には、最低でも老朽化した校舎が50年にもなるものが、これから先10年というふうに最低でも考えられます。そこで、10年後までそういう状況であっても、中学校の校舎は大丈夫なんでしょうか。

また、私としては、一体に考えなければいけないと考えております給食施設、これも年々、アレルギーの問題ですとか食の安全、こういったことを考えますと、何らかの対処をしなければならぬ。こうしたものも大丈夫なんだろうかと。中央公民館はどうでしょう。先ほどもご説明もありましたGSSセンター、これも大丈夫なのかと。老朽化はどんどん進んでまいります。のんびりしたことは言ってられません。先送りして次にバトンタッチしてしまえばいいんですかと。そういうつもりなんですかとというふうにも言われかねません。

前回は総務課長のほうから、今後の進め方について計画を作成中ですということでお話がありましたし、3月末にはおおよその計画が出来上がるということはお伺いしております。それらも含めまして、町のこれからの方向として、町長のお考えを伺いたいということで質問いたします。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまいただきました3点の質問でございますが、一括して私のほうからお答えいたします。

学校施設は、本町の将来を担う子供たちの学びの場であり、その老朽化対策が非常に重要な課題と認識しております。しかし、学校施設の改修、改築には多額の費用を要することから、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図りつつ、国の補助金等の財源確保に最大限努力、整備保全を進めていく必要があります。

現在、公共施設等総合管理計画を年度末の完成に向け、各施設の維持管理、更新にかかる費用を算定し、優先順位と改修時期について財政推計を行い鋭意作成中であります。具体的なプランにつきましては改めてご報告させていただきます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

お答えいただいたんですけども、町長もご了解の上でのご答弁ということですので、町長のお考えというふうに解釈させていただいて問題ないということですよ、当然。それにしましては大変曖昧で、何を言いたいのかということがちょっと分かりづらいんですが、というか、お分かりになっている方がどの程度いらっしゃるのか私にはよく想像できないんですけども、改めてお聞きしたいと思います。

学校教育施設、これについて取り上げていますが、特に中学校校舎あるいはそれ以外には中央公民館、これらは老朽化や安全性の問題という点で長年指摘されてまいりました。とりわけ教育施設に関しましては、先ほど申し上げましたように、給食施設の更新、これと一体で進める、一体で計画を検討していかなければいけないというふうに考えております。私が、ちょうど10年前にアレルギー対策、それから施設の老朽化ということで、給食施設の状況について、手狭な状況で安全性に問題があるということを指摘させていただきました。その結果として、給食調理員の職員の増員と、一部一宮小給食室の改修というのを取り組んでいただいたという経緯がございます。

しかし、そのまま10年たってもほぼ変わっていないという状況なんですね。機材の交換等はございましたし、ところどころ改修しているということはありますけれども、基本的に変わらない。現状で、今の基準に照らし合わせると問題であるというような施設なんですけれども、これから先まだ使い続けなければならないというような状況になってしまうわけです。

給食施設のことについてちょっと集中してお話ししましたが、学校施設を改修する際にど

うしてもこの施設についても同時に検討しなければならないということが、問題点が出てくるはずで。そこで、私としては計画の中で一体として検討あるいは改築、改修をする場合には一体で進めなければならないと申し上げるわけです。

オリンピックを誘致するという話の時点から、既にこういった教育施設や防災関連、インフラ、こういった整備に、計画だけでも進めなければいけないところが全く後回しにされてきた。先ほども申し上げましたが、オリンピックが一段落した時点で、ポンプ場がというようなことでさらに先送り、後ろ倒しになってしまうというような状況になっております。あたかも想定外と、想定外ではあるんですが、こういった施設はあらかじめ一定の期間ごとに改修、手を入れるということが必要ですから、何らかの基金なりを準備しておくということをしなければならない。本来そうしなければならなかったものですから、そうした基金さえあれば、ほかの施設に対する取組というの、そうそう後回しにしなければならないという状況はなくなったはずで。早くても10年後に完成なのかということですが、前回もそういうふうに申し上げましたけれども、それに対する否定のご発言はなかった、ご回答はなかったので、まず間違いなく最低でもそういう状況になってしまうだろうというふうに考えます。

そこで3点お伺いいたしますが、学校教育施設の更新と学校給食の施設の更新、これは一体とすべきというふうにさっき説明したように考えますけれども、これらを両方とも10年以上先延ばしするということが一体どういうことなのか、問題はないのでしょうか、大丈夫なのでしょうかとということについてお伺いしたいと思います。

2つ目としまして、これから計画を示していただくということですが、これまで取り組んでこなかったことを示すことになるわけですがけれども、取りあえず一定の前進がある。ただし、確実にそれを進めるためには、裏づけとなる資金の準備もなくてははいけません。いつまでもたっても先送りになる可能性が高い。そのために、仮に名前を申し上げますと、仮称として教育施設建設基金あるいは社会教育施設建設基金などといったものをきちんと作りまして、着実に積み上げるような準備を計画の中にさせていただかなくては意味がありませんし、実現の見通しも大変乏しいことになります。

同時に、防災インフラとも言える排水機場等、こういったことに対する基金なども準備がなければ本来いけなかったわけですから、そうしたことも含めて計画の中に入れていただくべきものだと思います。それについてどのようにお考えでしょうかということですが。

3つ目としまして、具体的にこうですという言葉をお示しできない状況なんだとは思いますが、町長のお考えとして、例えば5年あるいは10年後、こういう形にしたいというような

ものが、事務レベルで言う場合には、具体的な見通しがなければ言えないけれども、町長のお考えがそもそもなければ、そっちの方向に進まないということになるので、町長のお考えを、お気持ちも含めてお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○議長（鵜沢一男君） 12番、藤乗一由君に申し上げます。質問の途中ですが、会議開会后1時間が経過をしております。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時14分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番、藤乗一由君の再質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の1点目の再質問についてお答えいたします。

学校施設の大規模改修や改築などについては、総務課長からもご答弁がありましたとおり、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に進めてまいります。それまでの間も、施設の機能の維持に必要な補修などは適時適切に行い、子供たちの学習環境を損なうことのないように努めてまいります。

また、給食施設の更新につきましては、校舎と給食室を一体で工事を行うほうが工期や費用面でのメリットがあると考えられますが、各小中学校に給食室がある自校方式だけの選択ではなく、複数の学校給食をまとめて作る共同調理方式や、近隣自治体との給食施設の共同運営など、多様な方式を現在調査しているところです。

今後の具体的な方向性につきましては、改めてご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、2点目について私のほうからお答えいたします。

平成26年度に実施されました平成25年度決算審査特別委員会におきまして、基金の目的が重複するものは廃止するなど統合整理すべきではないかという意見を受け、町では平成27年

第1回議会定例会におきまして、小中学校整備の財源を積み立てることを目的として設置されていた一宮町義務教育施設整備基金と、小中学校を含めて全ての公共施設の整備改修に必要な財源を積み立てることを目的とした公共施設整備基金の目的が重複し、統合可能な基金であると整理し、一宮町義務教育施設整備基金条例を廃止した経緯がございます。

また、その中で今後の学校整備に必要な財源は公共施設整備基金により確保していくものとされておりまして、計画的に積立額を増やし、将来に備えていきたいと考えております。以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問の第3点のところ、町長自身がどう考えるかというところをご質問いただきましたのでお答えを申し上げます。

まず、藤乗議員が私どもの対応につきまして、オリンピックにかまけて一切こういったものを考慮しなかったとおっしゃっていただいたのでございますが、ここは見解の違いということで、私のほうとしては、こういった問題については、当初より深く認識しまして、その上で、いかにバランスを取って行うかということで進めてきて、ようやく今、特にこの防災、減災に関わる部分が、費用も含めてかなりの明瞭な認識が確立したというところによりやくたどり着いたということであるというふうに私は考えております。

ですので、見解の違いということで、私どもとしては、この問題については、当初より深刻に捉えて取り組んでいるということをおし上げておきたく存じます。

その上で、今後どう考えるかということでもありますけれども、これにつきましては、私といたしましては、学校教育につきまして特にご質問をいただいたと思います。その施設についてですね。学校教育というものは、一宮町が今後も、現在のように多くの方々から住み続け、また選んで住みたいと思っただけの町であり続けるためには最も重要な項目の一つであると、そのように認識しております。これは当初よりそのように私は考えております。

したがって、これに関連する施設の維持・更新というものは、行政にとっては最も優先度の高い任務の一つであると。これも揺るぎなく、私はそのように考えております。

予算の設定・執行につきましては様々な要因がございまして、そうしたものの兼ね合いがどうしてもございますので、これは議員もご存じのところだと思います。明確なところ、今直ちに申し上げられないのは非常に残念でありますけれども、そこにつきましては申し訳ないと思っておりますけれども、重要性については町長としてこれは揺るぎなく、当初より私が登板してから今日に至るまで揺るぎなく、深く認識しているということをおし上げさせていた

できます。

以上であります。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それぞれお答えいただいたんですけども、まず学校関連につきましては、教育課、教育委員会の方のご希望としてというのは、随時これまでも提出されていたと思います。それを裏づけるというところで、総務課長の方から数年前、これまでも義務教育の教育施設整備基金、その他についての条例も制定されているということで、これまでのその対応に当たるような準備ということでご説明いただいたんですけども、実際のところ、条例は整備されていても、具体的に基金が積み上げられていたのかどうなのかというところは疑問でありますし、それがなければできなかったということになります。

町長の方のご答弁では見解の相違というふうにおっしゃいましたが、取り組んでいるということは、そういう準備をされているというふうには私は考えておりますので、これは見解の相違じゃなくて事実誤認というふうには私には思えません。見解の相違という言葉でごまかされてしまっては困る。

そこで、今後そのようなことがないように、計画の中に、あるいは今回発表される計画の中にもしないようでしたらば、具体的にこの基金の整備について、例えば整備基金を教育施設、義務教育施設といいます、個別の、ほかには使えないという基金として名称をしっかりと中学校の校舎なり、給食施設の改修といった名目をしていただくというのも重要だと思います。

もう一つは、基金の積立てということに関しましては、目標値も設定するというので、その目標に極力達するような計画として準備していただきたい。仮に、これがある程度必要な額が5年後に積み上げられるものでしたらば、5年後から設計、施工、これに取りかけられるような準備計画、こうしたものもつくっていったいいわけですから、そうすると大幅に前倒しすることも可能になるわけです。

そういうことを考えますと、基金の条例がありますというだけでは駄目です、現実をしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

多くの皆さんが快適に住み続けることができるようにおっしゃっているので、そういうことを具体的にしていくためのプランというのを持っていただきたいと思います。

それについて、どのように取り組むかということをお答えいただけるとありがたいです。

○議長（鵜沢一男君） 藤乗一由君に確認いたします。

再質問の1点目は基金の個別設定、2点目は設定された基金の目標値の設定、この2点でよろしいですか。

（「はい、再々……」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまの再々質問でございますが、個別の、これにしか使えない基金の設定ということにつきましては、先ほどご説明したとおり経緯がございますので、公共施設整備基金の中で積立てを計画的に行ってまいりたいと考えます。

また、目標値の設定につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いいたします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、3点目について述べさせていただきます。

町の事業として出資、そして設立しましたまちづくり会社、株式会社一宮リアライズ、この設立から出資金放棄に至るまで無償譲渡ということでしたが、これに至るまでの町とまちづくり会社の事業、これについての検証をしていただきたいということです。

町では昨年、まちづくり会社、株式会社一宮リアライズの出資金を放棄いたしました。しかし、町はそもそも経営責任を持つ立場ではなかったわけですから、会社が赤字を出して倒産したとしても、出資金310万円以上の損失を被ることはありません。ですから、結果として、倒産したわけでもなく損失にもなっていないという状況のものを損失として、損金として計上したということになります。

まちづくり会社のような第三セクターと一般に言われているものは、将来にも町で設置、運営されるという可能性がございます。その際に今回同様の事態が発生しないように、この経緯と内容を教訓としていく必要があると思っております。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

町の事業として始めましたまちづくり会社、一宮リアライズの設立から運営、町の株式放棄に至る過程での事業の事実を再確認し、これを検証すべきだと思います。今後どのような

対応を考えているのかということ。

2つ目としまして、町として一宮リアライズの経営改善のために、同時に一宮リアライズを経営していく中で、まちづくりにも役に立つ、資する事業提案やサポートができたはずで、実際に地方創生事業の一連の計画とは離れた内容として、町が提案して一宮リアライズが取り組んだ事業にはどのようなものがあったんでしょうかという点です。

3つ目は、どのような事業提案などができたはずだと。できなかったんだけど、こういうことができたのではないかということはないのか。そういった点は考えていなかったのか、あるいは考えているのかということについてお伺いします。

そこで、これに関して多少補足させていただきます。

これまで、まちづくり会社については、民間の企業と同様だから町が直接経営に関与できないという説明が何度もございました。ですから、当然負債に対する責任を負うこともないわけです。

私たちが常識的に、会社の株主となった場合には、当然同様のことが起きますが、経営に関与しませんけれども、その代わりに、仮に会社が倒産したとしても負債の責任を負うことはございません。ですから、そのことから見ても、株式で無償で放棄するということはあり得ないわけです。その上、一宮のように倒産さえもしていないのに株式を放棄するというようなことは考えられないので、これは常識に反しているといしか言いようがありません。むしろ株主は被害者なわけですから。

そして、株主としては、赤字経営の状態に関しても意見を申し立てて、経営責任者の責任を追及することも可能なわけです。そういう権利もあるわけですが、それにもかかわらず、町はそのようなことをしておりませんでした。経営者の交代を求めるということもできたはずで、さらにその上で、倒産もしていないのに、どうぞご自由にお使いくださいという形で、無償で株式を譲渡してしまったというのは大変理解に苦しみます。

仮に赤字経営で、町に負担がかかるかもしれないということであるというような、それに類するような説明も一時ありましたが、もしそうだとしたのならば、町が音頭を取ってつくった会社でということですから、逆にあまりにも無責任ではないかということになります。非常識と無責任、両方に成り立ってしまったわけですね。

これまで一部の町民の方からも、こういった点についてのご指摘はございました。担当の方はよくご存じだと思いますが、町民の皆さんは、町の株主とも言ってもいいような立場です。要するに、まちづくり会社の株主の株主と言ってもいいわけですから、こうした問題点

の改善に、真剣に誠実に受け止めてきたのかというところが、少々疑問に思っていると思います。

こうした問題点によって、これはそのまま放置して忘れ去られてしまったならば、仮に町長交代されてしまう。それから、職員の皆さんもいずれは交代されてしまうという中で、こうしたことに至った経緯、改善すべき点がどういうことだったかということが分からなくなってしまいます。なぜ310万円という損金をあえて出したのかということ。これについてきちんと検証すべきと、教訓に残すべきということでご質問いたします。町長のお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、川島敏文君。

○副町長（川島敏文君） 藤乗議員のご質問に関しまして、あらかじめ通告をいただいた3点についてご答弁申し上げます。

1点目の事業の過程と検証についてのご質問にお答えします。

これまでも何度かご説明しておりますが、株式会社一宮リアライズは、地方創生交付金などを活用して、空き店舗などを改修し再生する不動産リノベーション事業、主にサーファー向けの住宅を整備するモニタリングハウス事業、サーファー同士あるいはサーファーと地域住民との交流拠点であるサーフィンセンター事業を主要事業として展開する計画でした。

これらの事業のうち、不動産リノベーション事業はSUZUMINEの建設と管理運営という形で実現しましたが、モニタリングハウス事業とサーフィンセンター事業は国の交付金事業の制度変更等が原因で事業化に必要な資金が確保できなくなり、実現しないまま現在に至っております。

この結果、同社は設立以来4期連続の赤字となり、令和2年9月には同社経営陣から町に対し、会社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続のために、完全民営化の上、一宮町に限らず周辺エリア全般を活動範囲として新規事業を展開したいと、町保有株式の無償譲渡の提案があり、町として提案を検討した結果、同社の存続と施設の管理運営の継続のためには、これを受け入れることが不可欠と判断し、議会の同意をいただいた上で町保有株式を無償譲渡いたしました。

このように同社の経営は成功しているとは言い難い状況ですが、SUZUMINEについ

では、一宮商店街ににぎわいをもたらすとともに、新たな事業や雇用創出の場ともなっており、テレビや新聞などにも一宮版サーフォノミクスの成功例として度々取り上げられるなど、町の活性化とイメージアップに寄与しております。

当町においては、オリンピック開催の追い風を受け、官民がそれぞれの役割を果たしながら、サーフィンを生かした経済の活性化、いわゆるサーフォノミクスは進展しておりますし、今後ともこうした動きは続いていくものと確信しております。その中で、現在も市街地の拠点となっているSUZUMINEの管理運営の継続と、一宮リアライズの新規事業展開による地域経済の活性化に期待するものでございます。

次に、株式会社一宮リアライズの経営改善策に関するご質問2問について併せてお答えします。

町が同社に対しモニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業に代わる事業を提案し、経営改善を図るべきだったとのご指摘かと思いますが、一般的に不動産事業を新規に展開するためには多額の初期投資が必要ですが、3つの主要事業のうち2つの事業について早期実現のめどが立たなくなったことから、同社が初期投資に必要な資金を調達することは極めて困難であったことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいまお答えいただいたんですが、私が質問の主とするところは、ここまでの経緯についての検証をするのかしないのかというのがまず一つ。

それと、再質問の中でもご説明の中にお話ししたつもりですが、経営を改善していくためにどのように取り組むべきだったのかという時点が必ずどこかにあるはずで、改善すべき点は何だったのかということ。

その中で、もう一つとしましては、それを助けるためにもっとよい取組ができたのではないかと。それは、まちづくりという観点から。リノベーションしましたが、それはハードにすぎません。運用していくのは、その取組の中身です。

不動産事業ということにこだわっていらっしゃるようですが、私はそこにこだわるわけではそもそもございません。まちづくりの観点からいろんな事業ができて、しかも町に役に立つものがあつたのではないかとということで、もっとよい取組があつたのではと、その3つ

についてお答えいただきたいんです。

一宮リアライズは、経営の改善がこれまでのやり方ではできなかったということをご説明いただいたように、今お聞きして、最初の質問のご答弁をお聞きして感じましたが、そもそも一宮リアライズは、設立時に様々な業務ができるように設定されております。不動産業務だけではないですし、実際に初年度、2年度に行った設計業務ですとか、施工に関わるような部分ですとか、それだけではございません。当然、もし将来的に道の駅などを運営するということが発生した場合には、そういった運営にも携われるということも想定されていたのではないかとこのように想像しますが、実際のところは、不動産業務、これだけに傾注しておりましたので、私もこれまでの質問の中で、この状態では何十年たっても初期投資した金額を回収することはできないんじゃないですかというふうにお話ししておりました。まさにそのとおりで、その時点では大丈夫ですと。経営は赤字で、それだけのことをやっていて、何十年たっても回収できないような状況で大丈夫なんですかということ、ご説明の中では、その時点では大丈夫というお話でしたが、ここにきて、大丈夫じゃなかったんだから放棄したんだというようなふうにも聞こえるような説明ではちょっとおかしいのではないかなというふうに思っています。

私は、担当課のほうといろいろお話しした中で、例えば、今現在商工会が担当しております駅前観光案内所の委託管理事業、こういったものを肩代わりすることもできるわけです。ほとんど労力を要しないようなことですから、まさにふさわしいかもしれないねというお話をいたしました。

また、ふるさと納税の取扱業務。これ職員の皆さんがやっているわけですがけれども、実際に新しい商品を開発したりとかということによって、さらに底上げすることができるのではないかと。これは、業務としてむしろ人を雇うなり、委託なりするほうがもっともっといいものができて、ふるさと納税の金額をアップしていくという可能性にもつながる。そもそもそこに資金を投資しても、ふるさと納税自体寄附なわけですから、そこから一定のコストを捻出しても問題ないんじゃないですかというようなことも、ほかに幾つか提案させていただいたわけですがけれども、町長におかれましても、都度細大漏らさず報告されているというふうにおっしゃっておりましたのでお聞き及びかと思えます。

また、今提案したようなこと以外にもいろいろ考えられると思うんですが、それによって町の活性化、まちづくり、これにつながると、直接つながる事業というのを町がプランニングして、直接運営でないにしてもサポートして役立てていくということができたはずだと私

は思っております。

そうしたことを検証していく中で、実際のところ今やれること、今やらなければいけないことにつなげるということもできるはずですから。だからこそ、検証というのは過去終わったことをただほじくり返すんじゃなくて、今に役立てましょう。そのためにきちんと検証しましょうと言っているんですね。そこで、先ほど最初に申し上げました3点についてお答えいただけるとありがたいんですが。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

副町長、川島敏文君。

○副町長（川島敏文君） 要は、この一宮リアライズの設立から町の出資した株式を無償で譲渡するに至った経緯について、検証がないではないかというご指摘かと思いますが、検証結果については、ただいまご答弁したとおりでございます。

それから、不動産事業にこだわらず、ほかにいろいろな事業の展開の余地があったのではないかというご指摘でございますが、この株式会社一宮リアライズの出資に協力した3社。その後、この会社の役員でもあるんですが、その3名は、いずれも不動産事業、それからまちづくり事業、それから建設業といった事業を展開する会社の経営者ということでございまして、それ以外の事業について、新たにこの事業に担っていただくのは、また新たな負債、そうしたものが生ずるリスクもあったと思われまますので、現実的ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 再質問に関して十分にお答えいただいたのかどうかというのは大変疑問なところでございますが、今、最後に副町長からお話しいただいた、例えば経営者となっている方々は不動産関係、あるいは建築関係、こういったことに通じている方である。そのため、ほかの業務に関してはなかなか難しいというお話だったと思いますが、そもそも設立の時点で、こういった方々だけの出資ではなくて、ほかにも町関連の方から出資を募るといこともできるんじゃないですか、そのほうが運営上いいこともあるんじゃないかと思いますがというご意見も実際にはございました。これは川島副町長ご在任以前のお話ですのでご存じないかもしれませんが、でもその一点を取ってみても、きちんと掘り下げて、こうすればよかったかもしれないということが必ず出てくるはずだと思います。そうしたこ

とについてきちんと掘り下げておく必要があるのではないですかということです。

ましてや、先ほど申し上げたように、こうした経営者の方々がハードをつくるにはたけているかもしれないけれども、ソフト面、どういうふうにそれを運用していくんだということは構わないわけですね。今、副町長のご答弁の中にも、適任ではないとおっしゃったことが、まさにそのとおりなんです。

ですから、その点を一つ、その一点だけを取っても、きちんと掘り下げておいて、どのようなことが、ほかのメンバーがもし入った場合には、どういうメンバーが入ったら、どういうことができるのかということも考えていかなければいけない。そのためにきちんと検証してくださいねということですが、ただいまのお話ですと、経緯のご説明とそれから赤字になったということと、これからどうなるかと。この一宮リアライズ、経営によってどうなるか。それで一宮の活性化につながるというよねというような希望的観測というだけで終わってしまっただけは現実的ではないと思います。そこら辺も含めて、実際のところ町長としてどのようにお感じになって、これからどうしていきたいのかというところを、本当のところをお聞きしたいんですけれども、お答えいただけますでしょうかね。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、一宮リアライズについて藤乗議員がおっしゃったんですけれども、当初ご一緒して、定款の紹介のときに、皆様にご説明を差し上げた記憶はありますが、たくさんの項目が確かに並んでおりましたですね。いろんな業務ができるようにと。

経営の一つの戦略的な見通しとして、特にこのお試し住宅において資金をここで蓄積して、そして様々な事業に展開するというような考えを持っていて、これはもう皆様にもご紹介を申し上げたとおりであります。これについては、実現できれば一定程度の見通しがあるんだということで、当時の関係者からも伺っておりました。私も当時、そういう心証を持っておりました。

しかしそれがご存じのとおり、そのリノベーション事業が始まった後ですけれども、内閣府のほうからの方針変更で、お金が来なくなってしまって造成費は出せなくなって、その事業はできなくなりました。ここで結局、SUZUMINEの赤字をどこまで小さくするかという話しか結局現実的じゃなくなっちゃったというところなんです。

ですので、その後、経営陣のほうに、また新たな資金を投入して、これをやってくれ、あれをやってくれというのは、正直言って国の方針が変わってしまったというのは、私どもにとっても青天のへきれきでありました。その上、そこからさらに皆さんのほうへ資金を投入

して、継続的に資金を投入して、株式の増資というのはしていただいたんですけども、新たな事業の展開というのを、私どものほうからお願いするのは難しいというふうに思っていたところであります。

その上で、この件について、私はその場その場の局面で、例えば一番最初の株式を誰が出資するかというときもそうなんですけれども、これが経営陣ということからすれば、やはり一致した方向を共有している方で、一緒に出資して事業を展開するということではなりません。そういう意味で、やはり全く違う方をたくさん集めてというのは現実的でないというふうに私は思うところであります。

いずれにしても、各局面で私どもはベストを尽くしてきたとっておきまして、今藤乗議員からおっしゃっていただけるように、確かに、こうしたら違う局面があったねということ、それは一番最初から、例えばつくらなかつたらこういうことはなかったねということも含めてですけれども、全てそうだと思いますが、各局面でベストを尽くしてきたというふうに思っておりますので、新たにここから、絶対ここは間違った道だったということ、私どもが抽出するということは無理であるというように考えております。

以上であります。

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 一応お答えいただいたわけですが、将来の教訓として、あるいは将来どういう、今現在もそうですけれども、どういうことをしていくことがより望ましいのかという材料にさせていただきたいという意味で検証をとということを申し上げているわけなんですけれども、その辺のところは十分ご理解いただけているのかどうなのか少々疑問なんです、再度ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 簡潔にお願いします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私どもリアライズの事業の展開の中で、大変私どもが残念であったのは、国の方針が変更されたということが、これが最大であります。そうした不確定な部分というのをなるべく最少にして、次やるときは事業の展開を十分見通せるような、そういうふうな予見性を確保した上でやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいま藤乗議員が質問されたリアライズを、また質問させていただきます。

この間、一度職員の方と打合せしたときに、またリアライズの質問ですか、そういうことを言われました。そして、あなたは異常じゃないですかとまで言われたぐらい、この件に関して非常にアレルギーを持っている方もいらっしゃるということで、私も帰って、私が異常なのかなという反省をしてみたところ、いや、私の人生においては、むしろ行政とそれからこのリアライズの会社が何か異常なことをやっているなということを感じていましたので、私は異常じゃないという自覚の下に、今回また質問させていただきました。

私が、このリアライズがおかしいなと思ったのが、私がまだ議員になる前に議会報でSUZUMINEの入札に関して、こういう話がありました。町の業者とそれから茂原の業者が入札しましたと。茂原の業者が80万円安く落札したと。ところが、土台と柱が腐っていて追加が出ましたと。約300万追加になりましたと、そういう説明がありました。

私もいろんな職場で経験してきましたので、これに似たような落札の、入札・落札の経緯を見てきたので、ああこれ、もしかしたらやったかなという、そういう思いをしました。それで何か煮え切らなくて、あちこち市の人に話をしていましたら、さらに違う感覚で、このことをおかしいと思っている方がいました。

どういうことかといいますと、目的が変わってしまったということなんですね。これは、第三セクター事業で非常に公金を使う事業なので、こういうことは普通あり得ないと、その方は、この方も、だからこれはおかしいよということで、私と同じ考えで、それで、じゃこれもうちょっと調べて、いろいろ調査をして、おかしいからおかしいということは何とかしなきゃいけないねということで、共同で取り組んでまいりました。

そして、最終的に、この方は資料を相当そろえておまして、そして内閣府にも出向いて、これおかしいじゃないですかということを申し上げたところ、内閣府もうーんという感じになって、それから会計検査院という方が出てきたそうです。それで、この方ともお話をさせてもらって、これはちょっと調査する必要があるなということで調査に入ったということ、私のところに報告が来ています。この調査結果でどうなるかはちょっと私も分かりませんが、

これで万一町のほうに責任があるような内容が出てきちゃった場合に、町民の方に迷惑がかからないような、その処理の仕方をぜひ町長にお願いしたいなと思ひまして、まず冒頭に述べさせてもらいます。

それでは、まずこの一宮リアライズですけれども、これは国の地方創生加速化交付金というお金を使って、地方の人口減少に関わることを何とか対策するという内容の事業なんです。だから、目的は人口減少を何とかするということが主体になっているはずなんです。そして事実、これは申請書の内容を見ますと、モニタリングハウスという、先ほど説明がありました住宅の、お試し住宅と、それからサーフィンセンターがまず主体で事業を起こして、こちらに都会から若者を呼び寄せて、そこに住んでもらって、この若者は町なかのほうに出ていって、さらに楽しんでもらうような施設を造ろうというのが、私の最初の申請書の内容を見たときの内容でした。

ところが、この主体となる事業が、先ほど説明がありましたけれども、交付金の関係でできなくなったと。だから、町なかのリフォームするリノベーション事業だけをやろうということになったというふうに説明がありました。

これは、最初申請書の中で、このリフォーム事業だけでは採算が取れませんよということ、ちゃんと申請書にうたっているんです。だからこの時点で、この考え方は、この事業をやったということはちょっと問題があるなと。それは非常に採算が合わないよという、最初から言っているのにもかかわらず事業をやったということは、それは当然赤字になるのは目に見えているわけですよ。それをスタートさせたということに私は問題があると思ひまして、それでまず質問に入ります。

まず1番、一宮リアライズの国への申請書では、モニタリングハウスやサーフィンセンター事業が主事業で、SUZUMINEはサブ事業。主事業がなければ、SUZUMINEだけでは成り立たないとなっています。なぜ成り立たない事業を実施したのかお答えください。

まず①から答えていただきたいと思ひます。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋議員に申し上げます。

質問の内容を見ますと関連がありますので、続けてお願いいたします。

○4番（大橋照雄君） 分かりました。

じゃ、続きまして、SUZUMINEは、馬場社長が事前に入居者を決めて、入居者に合わせた工事をするようになっておりました。SUZUMINEのお披露目会は平成29年7月8日でした。ラーメン店が入ったのが、翌年の2月に開店となっています。SUZUMIN

Eの平成29年3月31日開業は間違いではないかということなんですね。これを答えてもらいたい。

3番目、SUZUMINEは大きな成果を上げたと言いますが、大きな成果を上げている会社を手放す人がいるのか、これは大いに疑問があります。これについても教えてください。

4番目、モニタリングハウス事業の造成工事は、国の制度変更で交付金がなくなり工事ができなくなったと説明がありました。造成工事は、当初から町の負担金で行うとなっていたはずなんです、その辺の整合性の説明をお願いします。

5番目、経営陣は平成30年に150万円の増資に応じるなど、経営改善に努め感謝しているとの説明が議会においてありました。この時点では、主要3メンバーと臨時職員はフェードアウトしていたようですが、これは地方創生交付金の要綱に違反していませんか、お答えください。

6番目、一宮町のまち・ひと・しごとの有識者会議で、馬場氏の仕事は、他の市町村でも1年半から2年近くテナントが入らないことがあるよ、もう少し様子を見ようと思います。こういう発言を出席者がしております。これは非常にずさんな運営をしているということをお話しているんじゃないか。こんな経営の仕方では赤字になるのは当然だと思うんですが、町長としてどう思うかお答えください。

7番目、コロナ禍でSUZUMINEの経営状態が一層厳しくなったと説明しているが、コロナ前から悪いので理由にはならないと思うんですが、これをあえて理由としてつける必要があったんですかね。

8番目、会社運営に失敗、4期連続赤字した人に株式を無償譲渡するという発想は、一般投資からするとあり得ない。今回、町税を町民に説明する前に捨てる行為が行われ、多数の町民が怒っています。通常なら、失敗した経営者を新たな能力のある人と交代させ、経営再建を図るのが常識である。なぜ無償譲渡を選んだのか説明をお願いします。

9番目、経営改善には町が保有する株式を譲渡し完全民営化が不可欠と判断したが、これは経営者に無償譲渡を責められたのかと解釈してもよいですか。お答えください。

10番目、現体制を一新して、株主になりたいと申出のある町民の方もいました。多くの町民は、無償譲渡はあり得ないとも言っている。町民に相談してという方法はなぜ取らなかったのかお聞きします。

以上、10項目質問します。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、川島敏文君。

○副町長（川島敏文君） 大橋議員の株式会社一宮リアライズに関するご質問、10問にお答えいたします。

1つ目の、SUZUMINEだけでは事業が成り立たないのに、なぜ実施したのかとのご質問ですが、町では国の地方創生関連の交付金を活用し、株式会社一宮リアライズを通じてリノベーション事業、モニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業を実施する計画でしたが、リノベーション事業として取り組んだSUZUMINEの工事が完成間近の平成29年3月に、国から土地造成設計費が交付金の対象外とされたことで、モニタリングハウス事業やそれに続くサーフィンセンター事業の早期実現が困難になったものであり、モニタリングハウス事業やサーフィンセンター事業の実現が困難であることを知りながらリノベーション事業を実施したわけではございません。

2点目のSUZUMINEの開業時期に関するご質問にお答えします。

株式会社一宮リアライズは、SUZUMINEの工事中から入居者の募集などを行っていましたが、これに加え、平成29年3月に空き店舗改修によるエリアリノベーション実践業務が完了したため、令和3年第1回定例会では、同年3月にSUZUMINEが開業したとのご説明をしましたが、同年4月に発行した広報一宮では、SUZUMINEの開業時期についてオープニングイベントが行われた同年7月とさせていただきます。

3点目の株式会社一宮リアライズの株式譲渡の理由に関するご質問にお答えします。

これまで何度かお答えしておりますが、株式会社一宮リアライズが管理運営するSUZUMINEは、町の活性化とイメージアップに寄与したと認識しておりますが、一方で同社の経営は平成29年度以降3期連続の債務超過となるなど大変厳しく、同社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続のために、同社経営陣の提案を受け入れ、町保有の株式を同社に無償譲渡したものです。

4点目の造成工事の負担についてのご質問にお答えします。

計画では、国の交付金2分の1、町2分の1の負担割合でした。

5点目の同社経営陣の経営姿勢に関するご質問にお答えします。

同社は現在もSUZUMINEの管理運営継続、中心市街地のにぎわいや雇用の創出に貢献しており、問題はないと認識しております。

6点目の、赤字は当然予想できたはずだがどう思うかのご質問にお答えします。

同社が開業以来4期連続の赤字となり、3期連続の債務超過となったのは、国の交付金の制度変更により、モニタリングハウス事業やサーフィンセンター事業の早期実現が困難になったことが主な原因であり、会社設立時にはこうした状況が見通せる状況ではなかったと認識しております。

7点目の同社の経営状態に関するご質問にお答えします。

町では、株式会社一宮リアライズの経営状態が厳しさを増す中、同社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続のため、同社経営陣の求めに応じ、令和3年第1回定例会で議会の同意をいただいた上で同年4月に町保有株式を無償譲渡しましたが、同年5月の株主総会で承認された令和2年度決算によれば、同社は開業以来5期連続の赤字、4期連続の債務超過となるなど引き続き厳しい経営状態にあることが確認されております。

8点目から10点目の町保有の株式の譲渡に関するご質問は関連しますので、一括でお答えします。

会社設立以来4期連続の赤字、直近の3期連続債務超過という厳しい状況を踏まえ、令和2年9月に株式会社一宮リアライズ経営陣から町に対し、完全民営化の上、一宮町に限らず周辺エリア全般を活動範囲として新規事業を展開し、会社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続を図りたいと、町保有株式の無償譲渡の提案があり、町では同社の存続と施設の管理運営の継続のためにはこれを受け入れることが不可欠と苦渋の決断をし、議会の同意をいただいた上で町保有株式を無償譲渡したものであります。したがいまして、有償無償を問わず、町保有株式を第三者に譲渡するという選択肢は初めからなかったと認識しております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

再質問をお願いします。

まず、この2つの大きな事業が、最初は中止するような考えがなかったもので、制度変更で中止になったということになりますという説明でしたね。そうしますと、こういう場合は、まず申請のやり直しをするというのが基本らしいんです。それをまず、どうしてやらなかったのかということをお聞きしたい。

続きまして、この申請書の内容からいきますと、この経営者の馬場さんが、入居者に合わせて建物を造って、それで開業するというような内容になっていました。したがって、このお披露目のときにはまだ入居者が決まっておらず、空の状態オープンしたというふうに聞いています。これも一つの商業施設を扱う経営者としては非常にお粗末なことでありまして、非常に違反と言えるような内容の行為をしています。これは、どういう結果になるかは、また後でジャッジが出るとは思いますけれども、それを、申請書をちゃんと読んでいけばこういうことは十分把握できて、経営者に対して、その辺の指導をするのが町の仕事だったはずなんです、それがされていないというのが非常に問題だなと。その辺は、どうしてそういうことになったのか、その辺の説明をしてください。

それから、あと有識者会議で、この馬場氏の行っている他の市町村での事業も同じように、入居者が1年半近く入っていないことがありましたよと。だから様子を見る必要がありますよと。これだと非常に内容的におかしいんです。スタート時点で入居者が決まっていなくて、この方の経営者としての能力がないということになりますので、こういうのを町が知っていて認めて、その経営者の席に置いておくこと自体、非常に大きな問題があります。

それから、現状のままでは会社の存続、管理運営の継続も困難になる。その根拠はどういうことなんだろうかね。なぜ一宮町が一緒だと運営継続が困難になるのか、私には理解できない。大体、町が関連していると信用が生まれて、非常にいろんな面で、資金面でも何でも非常に有利な展開を私は行えると思っているので、町がいて、資金繰りが非常に困難になるような話を何か聞いていますが、これ非常にそうすると一宮町はとんでもない町だなというふうに解釈してもおかしくないんじゃないかということが私は言えると思いますので、その辺もぜひ説明をお願いしたいと思います。

それから、本来これは第三セクターで官民共同のまちづくりの会社なんですね。だから当然、町民に対する丁寧な説明が必要なんです、これが一切なされずに、議会で説明したからいいじゃないかという話なんです、町民の方は納得しない方がいっぱいいます。馬淵町長は、現場主義を徹底して行いますという公約みたいなものを掲げて、1期目も2期目も共通して言っているのは、現場主義を徹底するということをやっていますので、そうすると、現場とは町民の方々を私は指すと思うので、その町民の方々に丁寧な説明をしないで、いきなり無償で譲渡しますということを議会で諮って、それで議会のほうでも十分な説明が受けられないまま採決してしまったようないきさつが私には感じられる。したがって、町長の責任は非常に重いなと、そう思っております。

そして何よりも、町長は経営不振な状態にあっても、いや、経営はうまくいっていますよ、何の問題もありませんとずっと言い続けてきていきなり、経営状態が悪くなった、無償で譲渡します。こういうふうに話を急に切り替えている。これは、私は町長としての品格に非常に欠けているような気がします。これ非常に矛盾した大きな発言のあれで、こういうことで、こういう大きな運営を任せるような仕事ができるのか、その辺もぜひ教えてください。

以上で再質問をお願いします。

○議長（鶴沢一男君）　ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前11時12分

再開　午前11時15分

○議長（鶴沢一男君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番、大橋照雄君の再質問に対する答弁を求めます。

副町長、川島敏文君。

○副町長（川島敏文君）　それでは、大橋議員の再質問6点についてお答えいたします。

まず、1点目、2点目、実際のこの事業の展開が申請書どおりでなかった。申請書の修正をすべきではなかったのかというご質問かと思いますが、こうしたことについては必要に応じ内閣府と連絡を取りながら、事業を適正に執行してきたというふうに理解しております。

それから、3点目、馬場社長の手がける不動産リノベーション事業は、他の市町村でも1年半ぐらい入居者がいないのが当たり前だったということを知っていながら、なぜ放置したのかということですが、そもそも私の理解では、馬場社長の手がける事業というのは、そもそも立地条件の悪い、民間での積極的な投資が期待できないところに国などのお金を使って事業を展開しているということかと思いますが、そうしたところに新たなテナントをつくったとしても、すぐにはテナントが埋まらないと。むしろ当たり前、当然のことだというふうに理解しております。

それから、このままで会社が倒産してしまう。それから、SUZUMINEの管理運営の継続も無理だというのは、その根拠は何だということかと思いますが、これについては、この令和9年2月の、先ほどお話ししました会社からの提案書ですね。これについてもそのように書かれていますし、それを受けて我々としても、この4期連続赤字、そして3期連続債務超過という現状では、そうしたこともやむを得ない、いうことも不合理なことではないだろうというふうに判断したものでございます。

それから、5点目として、こうした大事な事業について、判断について、町民に対する説明が全くないと、一体どういうことかというご指摘かと思いますが、これについては、基本的に町民の代表であります議員の皆様には、節目節目で必要な説明を行ってきたところであり、町民に対する説明がないという指摘は全く当たらないというふうに思います。

それから、最後6点目、この株式会社一宮リアライズの経営は、順調だ順調だと言いながら、もうにっちもさっちもいかない、株式を手放すしかない、そういうような提案が突然あったということですが、議員もご案内のとおり、そこに至るまでは何年もの間、株式会社一宮リアライズ、経営状態悪いけれども大丈夫かというようなご質問をこの場で、大橋議員を含む多くの議員の方からもいただいて、それに対してお答えしてきたところであり、必要な説明全くないままいきなり無償譲渡を提案したということはありません。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

4番、大橋照雄君に申し上げます。

質問の途中ではありますが、会議再開から1時間が経過しております。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は11時35分です。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時33分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番、大橋照雄君の再質問に対する答弁が終了いたしました。

再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、非常に重要な部分だけの再々質問をお願いします。

まず、一番最初に気になったのが、1番と2番に関して、事業変更等は内閣府と相談の上、行っているのですが、問題がないというような回答をいただいたと思うんですが、それで間違いないでしょうかということ。

それから、入居者が決まらなくて、そういうスタートは、条件の悪いところで馬場氏が展開しているのですが、十分考えられることであつたから何の問題もないよというような内容の回答をいただいたと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

それから、申請書ですと、これも結局、内閣府と打合せでいいんだよと言われるとそれまでなんですが、申請書には、入居者に合わせて工事を行いますよという形の内容が記されてあるんですけども、そうすると、入居者が決まらない間は工事が終わらないんじゃないかと私は単純に思ってしまおうんですが、その辺はどうなんでしょうか。

以上3点をお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

副町長、川島敏文君。

○副町長（川島敏文君） 大橋議員の再々質問にお答えいたします。

申請書を修正するとかしないとか、そういったことについては、内閣府と相談の上、行っていたのかと、それで間違いないのかということでございますが、必要な相談等を進めながら事業を進めていたということは、そのとおりでございます。

それから、入居者が決まらないでスタートしたと、やはり申請書を変更するべきではなかったのかとの質問に対して、私が問題ないと答えたけれども、問題ないのかと、本当にというところでございますが、問題ないと理解しております。

それから、結局、入居者のニーズに合わせて内装工事をするということになっていたのに、実際そうでなかったと、それが許されるのかということかと思いますが、ですから、これも当初の申請の段階では、そういう形で事業を進めようとしていたけれども、なかなか入居者が集まらなかったで、スケルトン貸しですね。要は入居者の希望に合わせて、内装工事は入居者が決まった後に、入居者の負担でやってもらうという方針に変更したものであり、それも問題はないものと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） じゃ、最後に私の要望です。

このリアライズの株式無償譲渡の件は、今まで町長が町民へ4年間説明してきたことと全く相反する内容で議会議決されたことは残念でなりません。そして、この内容では町民は納得していませんので、今回、再度質問させていただきました。

この件に対して、議会全体で特別委員会等を設置して、議会は町民の信頼の下にありますよというメッセージの下で、町民が納得できるような行動の中において、真相を究明する必要があると、一議員として強く感じております。それが、行政、議会、住民が一体となったまちづくりではないでしょうか。

今後、この案件の町民の疑念を晴らす意味においても、行政、議会、町民の皆様と一緒に、この案件を考え進めていくことを希望し、私の答弁を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） 続きまして、千葉銀のATMについてご質問します。

本来、私企業の千葉銀のことでありまして、こういうのを質問するのはいかななものかというようなご指摘をいただいておりますが、あえて私は町民の皆様の気持ちを考えて質問させていただきました。

このATMは、ご存じのように、町の役場の駐車場に設置されておりました。そして、このATMは旧庁舎から引き継いで、このATMというのは、千葉銀の厚意かどうか分かりませんが、持ち物でありながら、町の敷地の中に設置されておりました。そして千葉銀行は、一宮町の公共機関、公共金融機関として成り立っております。

したがって、町としては、やはり町民のために何らかの努力をすべきだというふうな思いから、いろんな方のご指摘も受けまして、今回質問しました。私は、ここで何を述べたいかと申しますと、町は一民間企業のことだから何を言っているんだというような姿勢では、私は町民に対する気持ちの持ち方が違うんじゃないかと、そういうことで、あえてこの質問をしました。

私のところには3名の方から、ATMの撤去は非常に困るという電話が来ました。そして、また町なかの方々の何人かにお聞きしましたところ、ATMがなくなるということは皆さん知っていました。じゃ、どうなんですかと言ったら、いや、なくなると困ると、そういうことを町民の方が言っておりました。

そして、何度も申し上げますが、町長は現場主義に徹するという発言を各所で行っています。現場主義とは、町民の方を私は意味すると思ひまして、町民の方の声を聞いて、じゃ、どうしたら残せるかという、そういう気持ちがまず起こらないかなと、そこが私は行政の仕事ではないかと。したがって、非常に民間的な企業の発想で、さっと答える言葉がいかなものか、そういう面から、あえて私は今回このような質問をさせてもらいました。町長の気持ちをぜひお聞きしたいと思ひますので、ここでお願いしたいと思ひます。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 千葉銀のA T Mについてでございますが、千葉銀行では、キャッシュレス決済やインターネットバンキングの進展、長引く低金利による影響もあり、店舗以外に設置するA T Mについて、維持費用も多額であることから、近隣の店舗ネットワークや利用状況を勘案し、順次廃止を検討している旨の説明がありました。町としては存続のお願いをしましたがけれども、11月29日には、県内自治体に設置するA T M32か所について営業を終了する旨、発表がありました。今後は、一宮支店やコンビニエンスストアのA T Mを利用させていただきたいとのことございました。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 確かに銀行は営利業者ですので、利益追求のためには経費を削減する、これは当然の動きなんですけど、何度も申し上げますが、一宮町の公共の金融機関となっております千葉銀ですので、何らかの働きかけで残すということ、まず第一に考えられなかったかと。例えば、一部利用料の負担をすとか、それで向こうから、こういう条件なら置いておいてもいいですよという内容が出ましたら、町民の方に、千葉銀のほうで、こういう条件だったら設置しておいてもいいですよという、そういう回答がありますけれども、どうですか、そのぐらいの気持ち行政としてはあってはいいいんじゃないかと。

それから、この件に関して、民間的な感覚で述べるのであれば、J R東口、あれは私企業のところに町が多額のお金をかけて設置して、維持管理も全部町が持っているわけです。ああいう例があるにもかかわらず、このA T Mは別だよということは、ちょっといかなものかなと思ひまして、再度、町長の気持ちを伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

秦総務課長。

（「町長じゃないんですか」と呼ぶ者あり）

○総務課長（秦 和範君） 私のほうでお答えします。

先ほど来申し上げておりますけれども、県内自治体に設置するA T M32か所全てをもう営業を停止するということでございますので、私どものほうで、どのような提案をしても無理だったかと考えております。

これ以上のことに関しましては、企業の経営方針に関するものでございますので、私のほうでは回答する立場にございませんので、申し添えます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） じゃ、今の回答は前と同じような回答ですよ。要するに、そういう気持ちは行政としては持ちませんよという解釈でよろしいですか。そういうことで、もしそれでよろしければ、私の質問はもう終わりです。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めますか。

○4番（大橋照雄君） はい、じゃ、お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 再三申し上げますが、これ以上の答弁につきましては、町が回答する立場にございませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、4番、大橋照雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は13時。

以上です。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。よろしく願いいたします。

私は一点だけの質問となります。

令和2年11月に、船頭給地区にあった有料老人ホーム、プラチナ・シニアホーム一宮の閉

園に伴い、町に寄附された施設の活用についてお伺いしたいと思います。

寄附をされてから、もう1年以上過ぎておりますよね。そうしますと、皆様もご存じのように、非常に建物の劣化は激しいですね。ですから、何とかこれを活用できないかと思って質問させていただきますけれども、このような状況で、コロナ禍にありまして、町の在宅療養者の方も増加していると思います。

感染者の方は、ご自分のおうちで、その中で陰性で、お仕事に行く方たちなんかは、一時的にでも避難場所としてお貸しするようなこととかもお考えになっていただいたらどうかということ、取りあえずそういうことができるかどうかということ、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問に回答いたします。

コロナ禍において、在宅療養者の家族の方の一時的な避難場所にならないかというご質問でございましたが、感染者との同居家族といいますと、濃厚接触者に該当いたします。この場合の濃厚接触者は、既に感染している無症状病原体保有者と未感染者に分かれますが、これらを同じ施設に避難させた場合、無症状病原体保有者から未感染者に感染を広げる可能性が高くなります。さらに、宅地造成地内に立地しているため、周辺住宅への風評被害も懸念されます。このようなことから、当該施設を一時避難場所として体制を整備し利用するにはちょっと困難な事案だと思われま。

今後は、この施設の利活用につきまして、高齢者の介護予防教室など、地域コミュニティの活動拠点として利用できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） それでは、残念なことに、そういういろいろな縛りがあるということで、それについては納得いたしました。このような町に寄附をされたりとかしたのに対して、少しでも、町の役場の方たちだけではあれなので、ぜひとも地域の方たちと何か活用できるようなことはということをお考えになっていただきたいと思いますので、ぜひその

辺のところも考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 内 山 邦 俊 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、2番、内山邦俊君の一般質問を行います。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。よろしくお願いいたします。

町では、民生委員の成り手不足が区長さんの中で課題になっていると伺います。民生委員の方は、地域活動が非常に多忙で、負担が多いということもあり、民生委員になることに尻込みをしてしまうと思います。また、委員の方々が地域訪問活動を行っているが、活動を理解されているお宅とそうでないお宅とでは、訪問する委員の心的負担も大きく変わってくると思います。

このような負担を軽減するためにも、活動に関する町民周知を行うほか、活動に関するマニュアルを作成するなど、ぜひとも行政が民生委員をサポートしていただきたいと思いますが、意見を伺います。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、内山議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、少子高齢化等の進展により地域のつながりが希薄となる中、民生委員・児童委員の皆様には、住民の身近な相談相手、また支援者として、町の福祉行政の推進に多大なるご協力をいただいております。一方、委員の高齢化や成り手不足などの後継者対策は全国的な課題であり、当町におきましても過去に欠員が生じるなど、例外ではございません。

こうした中、本年12月に委員の一斉改選を控え、既に区長の皆様には人選の準備をお願いしたところでございますが、町といたしましても、民生委員・児童委員の必要性は十分に認識しております。

そのため、町では、広報紙等を活用した委員活動の紹介や、委員活動での困り事に対するサポートなど、委員の活動しやすい環境確保について一層努めてまいります。あわせて、今後、人選に難航する地区が生じた場合には、町も区長さんと一緒になり、人選に取り組んで

まいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） ありがとうございます。職員の方々も、いろいろと大変だとは思いますが、まず区長さんにサポート等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○議長（鶴沢一男君） 以上で内山邦俊君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 7番、袴田でございます。

私は2つありますので、議長、1問ずつ区切らせてやらせてください。

○議長（鶴沢一男君） お願いします。

○7番（袴田 忍君） まず1点目でございますが、一宮川の中洲、宮原区廃墟跡地の煙突のその後の状況についてということで、これは私が以前、中洲の問題、それから廃墟跡地の煙突に関しては何度か質問していました。でも、やはり回答だけいただいた中で、我々議員は分かるんですが、地域の方は、それはその後どうなっているんですかという質問を私はお受けします。ですから、やはり地域の方の声を聞いて、ここで再度質問させていただきたく、これを取り上げました。住民の方々から、その後の対応状況ということで聞かれている中で、やはりこの2つが大きかったということで、また質問します。

1点目、一宮川中洲の撤去について、その後の進捗状況を伺いたいと思ひます。これは前々回に小関議員からも質問があったことなんですが、その以前、私もこれを質問しております。

2点目、宮原地区の廃墟跡地にある煙突問題、現在それはどのような状況になっているのか。

それに関して、この2点お願ひしたいと思ひます。お願ひいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目、一宮川中洲の撤去についてでございます。

千葉県では、これまで土地収用制度の適用を視野に入れながら、任意交渉を継続し、解決に向けて進んできました。また、今般、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制が改正となり、令和5年度に施行されることから、これを活用する方法も可能性に含め、問題解決を目指すと考えております。

このことを踏まえた上で、令和4年度は、任意交渉の継続と収集した情報により中洲撤去の方策を検討することになっており、今後の進展を注視してまいります。

また、去る2月18日に行われた一宮川流域治水協議会において、県関係者に向け、町長から直接中洲の早期撤去をお願いする旨要望し、問題提起を行ったところであります。今後とも中洲撤去に向け、強く県に働きかけてまいります。

2つ目、宮原地区の廃墟跡地にある煙突問題でございます。

宮原地区の旧近藤食品の煙突に関するご質問ですが、こちらの建築物は平成30年10月に土地、建物の売買が行われ、所有権が現所有者に移転しております。

該当の建築物につきましては、町から建築行政の特定行政庁である千葉県の長生土木事務所建築宅地課に相談をし、建築基準法第8条に規定する建築物の維持保全違反に該当するおそれがあるとのことで、長生土木事務所から所有者に通知を送付し、所有者から聞き取りを行うことにより、建築基準法第9条の4に規定する保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言を行っているところであります。後日、所有者から長生土木事務所へ、改善方法についての書面報告がある予定とのことで連絡を受けております。

今後は、長生土木事務所の建築主事の指導、助言の下、当該物件の改善に向けて進展していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） ありがとうございます。今、高田課長からの答弁の中に、中洲に関

しては民事基本法の改正があり、やはり今年度、来年度に向けて動きが見えるということもありましたし、またこの煙突の問題に関しても、これはやはり建築基準法第9条の4に規定しているような保安上危険な建築物の所有者に対する指導、助言ができるということ、やはりこういったものが言葉として表れるということは、一つの進展の方法にもなるのかなと私は思っております。

地域の方は、何もないじゃないか、同じじゃないかというよりも、やはりこういった国の基本的な法律の中で動きができますよということが分かれば、僕は一つの解決方法かなと思っています。すぐにやれということじゃありません。やはり地域の方は、この危険がすぐ今にも私のところに降りかかるんだよ、その前にどうにかしてほしいという願いからこういうものが出たと思いますので、ぜひこの辺を進めてもらえればよろしいかと思えます。以上です。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いします。

○7番（袴田 忍君） 2点目は、新にこにこサービスの利用状況についてお伺いいたします。

新にこにこサービスの利用が始まってから約10年近くになりますが、この福祉サービスの中で、やはり高齢者、身体に障害のある方の足となっている新にこにこサービスでございますが、年々利用というのはどういうふうな状況になっているのかというのを知りたくて、ここに質問しました。

1点目、過去の利用者数はどれくらいいらっしゃいますか。

2点目、利用者はどのような用途に、このにこにこサービスを利用していますか。

この2点をお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、新にこにこサービスに関するご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の過去の利用者数であります。当サービスの利用には、あらかじめ利用希望者としてのご登録をいただいております。今年2月末時点での登録者数は863人となっております。このうち実際の利用者数は、平均で、令和元年度は1日当たり9人、一月当たり173人、令和2年度は一日当たり7人、一月当たり149人、今年度は、これまでの実績で一日当たり7人、一月当たり144人となっております。

次に、2点目の利用目的です。

直近3年間の傾向は同様でございます、医療機関への利用が最も多く、全体の4割を占めております。次いで商店への買物が3割を占め、そのほかに役場や駅、金融機関を目的地とした利用となっております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 再質問、一点だけお願いいたします。

今、利用者数、それからその用途に関してお聞きしました。でも、やはり、にこにこサービス、これは無料サービスということで、非常に福祉の中では、地域の皆さんも期待しているものではないかと思えます。その中で、利用者から寄せられてこられた、これまでの要望というのはありますか。それをちょっとお聞きしたいんですが、こういうところにも、このにこにこサービスを使いたいんだというものがありましたらお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、利用者から寄せられたこれまでの要望はどの再質問でございますが、主なものでは、医療機関への利用の場合は、町外も認めてほしいといった声や、利用回数の上限を増やしてほしいといった声が過去に寄せられております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） このにこにこサービスは、無料サービスということで、無料のことということで、やはり地域の方も期待はしているのではないかと私は思っております。私、前回、免許返納者に関しても、そういった交通手段が必要だという部分でも質問しておりますが、今、町の中で、こういった無料サービスができるのは、この一点しかないかなと今思っております。やはり、このにこにこサービスの利用法をもうちょっと広げていただければ、活用法をもうちょっと広げていただければありがたいなと思っております。やはり一番大きいのは、茂原辺りまでの通院に行きたいとか、その辺の、やはり町外に出たいという部分が非

常に多いのかなど。ただ、その辺を検討していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第6、議案第1号 釣ヶ崎海岸施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴澤企画課長補佐。

○企画課長補佐（鶴澤あけみ君） それでは、議案第1号 釣ヶ崎海岸施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明申し上げます。

議案つづりの1ページをご覧ください。

本条例は、町が建設しました釣ヶ崎海岸施設につきまして、4月からの開設に向け、本条例を制定するものです。

第1条は、本条例の趣旨で、地方自治法第244条の2第1項の規定により、当該施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条は、目的としまして、町は観光産業の活性化と地域経済文化の振興を図るため、当該施設を設置するものです。

第3条は、名称及び位置で、名称は釣ヶ崎海岸施設、位置は一宮町東浪見6961番地7でございます。

第4条は、開館時間及び休館日で、施設の利用形態、施設に来場し利用する者の利便性等を勘案して、町長が定めるものです。

第5条は、施設の構成で、観光案内施設、トイレ、シャワーでございます。

第6条は、施設で行う事業でございます。

第7条は、施設の使用料で、別表にて設定しておりますレンタサイクル、コインロッカー、シャワー、それぞれの使用料金を設定しております。

第9条は、施設の利用制限を、第10条では施設の利用停止について定めております。

第12条は、指定管理者にその管理を行わせることができることとしております。また、同条第2項及び第3項では、指定管理者は、町長の承認を得て休館日を定めることなど、町長

の代わりに行うことができることとしております。

さらに、指定管理者が行う場合の業務を、第13条において定めております。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

この条例には、新たに設置するわけですがけれども、釣ヶ崎海岸駐車場を有料とするというようにに関する記載が全くございません。有料なのか、無料なのかということなんですけれども、一方で釣ヶ崎海岸のほうは、もし無料であったとすれば、海水浴場周辺とか北側の地域は、有料のまま営業ということになるかと思いますが、その場合に、何らかの問題、苦情、そういったことが発生する可能性があると思われまして。当然そういった検討があったと思いますが、その辺につきましての経緯、意見、こういったものがどんなものだったのかということをお伺いしたいと。その際に、利用者ですとか、利用する方の関連の事業者とか、そういった方々からの意見収集といったものもあったのかどうか。さらに、これから先、有料化という検討もあるのかどうか。

また、海岸広場がございますが、これと同様に、イベントとか、何らかの行事などを実施するという利用の仕方に関しても問題ないのか、どうなのか。海岸広場の場合には、ファーマーズマーケットみたいな形で、事業者が多少の収益を上げるような活動も行ってはいますが、そういった場面も想定されているのか、どうなのかという点です。お願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

鵜沢企画課長補佐。

○企画課長補佐（鵜沢あけみ君） 釣ヶ崎海岸の駐車場の使用料についてお答えします。

今回提案した条例は、県立自然公園内に、町が県から借りた土地に設置する町有施設の管理に関する条例です。県立自然公園内のこれ以外の施設は、県が県条例等に基づき管理する施設であり、駐車場の使用料の有無や水準については県が判断し、必要に応じ県条例で定めるものと理解しております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） そうしますと、今後の利用状況を見まして、状況も、いろいろと意見も出てくる可能性もありますので、それに対応していくことも当然あり得るというふうに考えてよろしいのでしょうか。その際に、できるだけ細やかに情報を収集するというようなこともしていただかないといけないと思いますし、また場面によっては、新年度中に方針を検討し直すという場面も考えなければいけないということもあり得ると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

鶴沢企画課長補佐。

○企画課長補佐（鶴沢あけみ君） それでは、ただいまの質問ですけれども、今後またそのような方向で考えていかなければならない場合には、また検討していくということで、よろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

ほかに。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ここで指定管理者を設けることができるという内容があったんですけども、この指定管理者を設けた場合の費用とかなんとかはどのような形を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 答弁をお願いします。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまの指定管理した場合の費用等なんですが、今回はあくまでも指定管理ではなく業務委託で実施します。指定管理というのは、今後そういった形態になった場合には、この条例を適用するということで、今回、指定管理の部分も設けているという、そういうものになっています。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

ほかにありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） すみません、間違っていたらごめんなさい。

実は、あそこには鳥居があり秋には十二社祭りがあります、あの会場では。その鳥居のほうの駐車場になりますけれども、この条例に含まれていますか。もし元に戻ってればいい

んですが、あそこは馬が通る道がありまして、駐車場の真ん中に砂の道があるんですが、それがやはり元どおりに戻っているのか、そういった状況をちょっとお聞きしたいなと私は思いました。すみません。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

副町長、川島敏文君。

○副町長（川島敏文君） 袴田議員のご質問にお答えします。

鵜澤補佐から最初に答弁したときにもお答えしましたように、今回はあくまで釣ヶ崎海岸施設の設置に関する条例ということで、駐車場云々についても、あくまで県立自然公園については、県で当面使用料を徴収する予定がないということだけ、今のところ申し上げられることで、町道部分については、特に今のところ検討はしておりません。

それから、先ほどの藤乗議員の再質問について補足しますと、今後検討の余地があるような答弁をいたしました。それはあくまで基本的には、一義的には県が検討すべきことというふうに理解しております。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） よろしいですか。

ほかに質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 釣ヶ崎海岸施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第7、議案第2号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案つづりの6ページをお願いいたします。

議案第2号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本件につきましては、第1条中の「秘書広報課」及び「オリンピック推進課」を削り、「企画課」を「企画広報課」に改めるものでございます。

秘書広報課につきましては、平成29年に設置しました。オリンピックに向け、町の魅力を内外に発信するために設置したものでございます。オリンピックが終了したことに伴い広報業務を企画課に移し、企画広報課として、今後町の魅力を発信していく予定でございます。

オリンピック推進課につきましては、やはり平成29年に設置したものでございます。オリンピックに向け、組織委員会が県と連携を密にし、史上初のサーフィン競技を成功させるために設置したものでございます。オリンピックが終了したことに伴い本課を廃止し、残された業務を企画広報課に引き継ぐものでございます。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） この内容ですと、課を2つ減らすということですよ。企画課にオリンピック課と秘書広報課が統合されるということですので、2つ課が減るということよろしいですか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ご質問のとおり課を2つ減らすものでございますが、秘書広報課とオリンピック推進課を企画課に統合するわけではなく、それぞれの業務を企画広報課と総務課に割り振るものでございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第8、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案つづりの7ページをお願いいたします。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本件につきましては、国における非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和と、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、これが令和4年4月1日から施行されることから、必要な改正を行うものでございます。この施行を受けまして、町の非常勤職員についての条件を緩和するものでございます。

第2条でございますが、育児休業等の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」という要件を廃止いたしました。

第3条につきましては、誤謬の訂正でございます。

第19条につきましては、部分休業の取得要件のうち「在職した期間が1年以上である」という要件を廃止するものでございます。

23条、24条につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための条文を追加するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第9、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案つづりの9ページをお願いいたします。

議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の国民健康保険税均等割額を減額措置するほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明をさせていただきます。

次のページをご覧くださいと思います。

上から6行目になりますが、こちらは第21条に第2項を追加するもので、未就学児の均等割額につきまして、その5割を減額するための規定を新たに設けるものでございます。

国保税は、加入者1人につきかかる均等割と1世帯につきかかる平等割、あと所得に応じ

て決まる所得割によって構成されております。今回は、このうちの未就学児の均等割額を半額にするものでございます。例えば、基礎課税分の均等割額は1人2万1,000円となりますが、その半額の1万500円が減額されることとなります。また、低所得者世帯に対しましては、7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、こちらの対象の未就学児に対する取扱いといたしましては、適用後の残りの5割がさらに減額されることとなります。

なお、この措置に係る費用につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で公費負担することになっております。

そのほかの規定の改正でございますが、法令及び条例改正に伴います条項の整備など、所要の改正となっております。

11ページの附則でございますが、施行期日及び適用区分を定めるものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第10、議案第5号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） 議案第5号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづり12ページをお願いいたします。

本条例は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、本改正の概要は、家庭的保育事業者等における様々な記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的記録による対応を認めることとするほか、その他、国に準じた所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

まず、目次中ですが、第5章の次に第6章、雑則、第49条を加えるものです。

次に、第6章、雑則、電磁的記録、第49条についてですが、紙媒体に代わり、電子媒体等の電磁的記録を可能とする旨を新たに規定するものです。

また、本改正に伴い、一部文言等、所要の整備を行っております。

最後に、施行期日についてですが、本条例は公布の日から施行となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第5号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第11、議案第6号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） 議案第6号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづり14ページをお願いいたします。

本条例の改正は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

また、本改正の概要は、保育施設の様々な記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めるほか、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨を規定するもので、併せてその他国に準じた所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

まず、目次中ですが、第4章、雑則、第53条を新たに加えるものです。

次に、第13条第4項第3号ですが、町単独事業として実施している第3子以降の副食費の免除規定を追加修正するものです。

最後に、第4章、雑則、電磁的記録等、第53条についてですが、紙媒体に代わり、電子媒体等の電磁的記録を可能とする旨を改めて整理し、追加するものでございます。

その他、国の基準に準じた用語の整備等、所要の改正を行うものです。

最後に、施行期日についてですが、本条例は公布の日から施行となります。ただし、第13条の規定につきましては、令和元年10月1日からの適用となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第12、議案第7号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第7号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの18ページをご覧ください。

今回の改正では、森林法に基づく火入れの許可申請手続に関わる押印規定の見直し等を行うものです。行政手続等における押印見直しによりまして、可能な限り押印の省略を進めるため、手続における押印の見直しのほか、表記及び手続に関する規定を整理するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

よろしいですか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ちょっと私、知識不足で、火入れって何でしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） もともと、この目的ですけれども、野外で焼却に当たって、火災を起こさないためということで、森林またはそこに隣接する場所、森林から1キロ以内にあるところについては、この届出が必要だということになります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第7号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第13、議案第8号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの20ページ、21ページのほうをお願いいたします。

議案第8号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、令和4年4月1日の畜舎特例法施行に伴い、一定の条件を満たし、県知事の認定を受けた畜舎については建築確認不要で建築が可能となるため、特例法施

行後も、特定用途制限地域内で畜舎建築を制限し、適切な施設の立地誘導、住環境の保全を図るため、条例の改正を行うものでございます。

この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第8号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第14、議案第9号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案つづり22、23ページのほうをお願いいたします。

議案第9号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成31年3月1日付一宮町告示第5号にて、都市下水路から公共下水道に都市計画変更をしましたが、本来は、その31年3月議会で条例改正すべきところを失念していたため、今回条例の改正を行うものでございます。

題名を「一宮町公共下水道の構造の基準に関する条例」に改めます。

また、条例中の「都市下水路」の文言を「公共下水道」に改めるものでございます。

この条例は公布の日より施行いたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第9号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第15、議案第10号 一宮町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案つづり24、25ページのほうをよろしく願いいたします。

議案第10号 一宮町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましても、平成31年3月1日付一宮町告示第5号にて、都市下水路から公共下水道に都市計画変更をし、本来31年3月議会で条例改正すべきところを失念していたため、条例改正を行うものでございます。

題名を「一宮町公共下水道条例」に改め、条例中の「都市下水路」の文言を「公共下水道」に改めます。

この条例は公布の日から施行いたします。また、この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第10号 一宮町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第16、議案第11号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案つづり26、27ページをお願いいたします。

議案第11号 町道路線の認定についてでございます。

新たに認定する町道2488号線は、一宮町宅地開発指導要綱に基づき築造された道路であり、町に寄附されたものであり、今回、町道認定をいたすものでございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第11号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時15分。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時14分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第17、議案第12号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案つづり27ページ、28ページをお願いいたします。

議案第12号 町道路線の変更についてでございます。

町道2035号線ほか5路線について、道路形態の確認及び工事、寄附により幅員が変わった箇所がありますので、今回変更をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第12号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第18、議案第13号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案つづり29ページのほうをお願いいたします。

議案第13号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてでございます。

令和2年度からの一宮町中央ポンプ場大規模改修が今年度末で完了を迎えるに当たり、事業費の精算を行い、令和4年1月24日付で下水道公社と仮変更協定を締結しております。これを、変更内容につきまして議会の議決をいただき、本協定とするものでございます。

変更内容は協定金額の減額で、変更前3億6,200万円、変更後3億5,358万円、842万円の減額となります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第13号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第19、議案第14号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第9次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案の30ページをお開きください。

議案第14号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第9次)議定についてでございます。31ページをお願いいたします。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,670万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,779万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から主な内容についてご説明をいたします。

議案つづりの52ページ、53ページをお願いいたします。

右ページの説明欄で説明してまいります。

今回の補正におきまして、人件費につきましては、期末手当引下げ等の精算が主なものでございますので、人件費につきましては説明を省略させていただきます。

初めに、議会費の議会事務運営費でございますが、こちら精算による減で145万2,000円の

減額でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

上から4つ目の項目、ふるさと応援事業4,973万1,000円の増額につきましては、寄附額から経費を差し引いた額をふるさと応援基金に積むものでございます。

続きましてその下、防災行政無線管理運営事業879万8,000の減額でございます。こちらにつきましては、戸別受信機を購入する予定でございましたが、コロナウイルス感染症の影響により半導体が不足し戸別受信機を調達することができず、減額するものが主な内容でございます。

その次の財政調整基金につきましては3億8,707万1,000円を積み立てるものでございます。

その下の減債基金につきましては、国から減債基金に積み立てることを目的に交付された交付金を積み立てるもので、1億517万7,000円を積み立てるものでございます。

その下の公共施設整備基金につきましては1億4,939万4,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、飛びまして63ページをお願いいたします。

一番上の自立支援事業につきましては、利用者の増であるとか、在宅サービスの件数が増えたことなどから3,519万6,000円増額するものでございます。

2つ飛ばしまして4つ目、心身障害者（児）施設等運営費補助事業につきましては、施設利用料、利用者の増がございまして、242万9,000円の増額でございます。

2つ飛ばしまして、障害児支援事業につきましては、放課後デイサービス等利用日数の増がありまして、242万1,000円の増額でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

上から2つ目の項目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金639万円が主な内容でございます。コロナウイルスに対応する国の経済対策によりまして、保育士とか保育園教諭の給与を3%程度増額するための補助金でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

一番下の項目、予防接種事業につきましては、接種者が増加したことから255万9,000円を増額するものでございます。

71ページをお願いいたします。

上から2つ目、健康増進事業につきましては、子宮がん集団検診の中止などによりまして

711万5,000円を減額するものでございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和4年実施分の予算を計上しておいたわけですが、令和4年実施分につきましては令和4年度予算に計上したため、762万円を減額するものでございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

上から3つ目、観光振興事業でございます。

こちら海岸のトイレを新設する予定でございました。北側と南側2か所設置する予定でございましたが、北側のトイレにつきましては入札不落のため未実施分を減額するもので、3,281万7,000円の減額でございます。

1つ飛ばしまして、海水浴場開設事業につきましては、海水浴場を不開設だったため、523万5,000円を減額するものでございます。

その下、観光イベント開催事業につきましては、上総国一宮まつり開催をいたしませんでしたことで、160万円を減額するものでございます。

その下、海岸有料駐車場運営事業につきましては、実施期間を短縮したことによりまして874万8,000を減額するものでございます。

79ページをお願いいたします。

一番下の道路新設改良事業につきましては、交付金の配分率変更による増額がありまして、813万8,000円を増額し、こちらは4年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

下から2つ目、国際化教育推進事業につきましては、海外ホームステイ研修事業が不実施であったため422万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。

学校管理運営事業296万9,000円の減額でございますが、こちらは会計年度任用職員、こちらから非常勤講師を雇わなかったことによる減額186万円が主な内容でございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

借入金利子償還金387万7,000円の減額でございますが、当初見込みよりも利率が下がったため、この金額を減額するものでございます。

その下、諸支出金でございます。こちらについては、各特別会計への繰出金を精算により増減するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

40ページ、41ページをお願いいたします。

1 款町税につきましては、1 項町民税、こちらについては、実績によりまして現年課税分8,000万円の総額、それから、法人につきましては現年課税分1,500万円の増額でございます。

続きまして、固定資産税につきましては、現年課税分については減額措置による減がございまして、1,100万円減額でございます。また、滞納繰越分については、実績によりまして600万円を増額するものでございます。

町税のうち入湯税につきましては、入湯者の減によりまして130万円減額でございます。

その次、地方譲与税から次ページ、42ページ、43ページの地方特例交付金までは、県の試算によりまして計上してございます。

その下の12款地方交付税につきましては3億6,768万1,000円の増額でございます。こちらは交付決定に伴う精算でございます。

その下、分担金及び負担金のうち児童福祉費負担金につきましては、保育料、学童保育料が減額したため789万4,000円減になるものでございます。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

16款国庫支出金のうち総務管理費補助金につきましては、地方創生臨時交付金が増額交付されたため、1,384万7,000円の増額でございます。

その下の公衆無線LAN環境整備支援事業補助金につきましては、国の補助金から県の補助金に切り替えたため241万円を減額するものでございます。

1つ飛ばしまして児童福祉費補助金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金が主な内容で、536万3,000円を増額するものでございます。

またその下、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金につきましては、精算によりまして1,220万円の減額でございます。

1つ飛ばしまして保健衛生費補助金につきましては、コロナウイルスワクチンの接種事業について令和4年実施分を減額するものでございまして、809万1,000円を減額するものでございます。

1つ飛ばしまして土木費補助金でございます。こちらは防災安全社会資本整備総合交付金、こちらの配分率変更によりまして486万8,000円を増額するものでございます。

続きまして一番下、県支出金でございます。

社会福祉費負担金993万円の増額につきましては、次ページになりますが、児童福祉費負担金、こちらの増額などが主な内容でございます。

それと、失礼いたしました、前の45ページに戻っていただきまして、障害者自立支援給付費負担金、こちらの精算による862万2,000円の増額も主な内容でございます。

続きまして、次の17款県支出金のうち5目の商工費県補助金でございます。商工費補助金について1,000万円の減額であります。こちらは海岸トイレを1か所減したことから、1,000万円減額するものでございます。

続きまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

18款の財産収入でございます。こちら土地売払収入につきましては、町有地払下げを6件行いまして1,329万4,000円を増額するものでございます。

19款寄附金の一般寄附金につきましては、個人の方から1,000万円、それから企業から100万円の寄附を受けて、1,100万円増額してございます。

繰入金につきましては、精算に伴いまして減額するものでございます。

財政調整基金については1億4,200万円の減額、大塚実海と緑の基金については631万円の減額、公共施設整備基金繰入金については107万2,000円の減額、ふるさと応援基金繰入金が228万8,000円の減額、魅力ある海岸づくり基金繰入金については430万円の減額でございます。

21款繰越金2億円につきましては、前年度の繰越金でございます。

続きまして、諸収入の農林水産業費受託事業収入につきましては、精算によりまして353万円減額するものでございます。

次の、22款諸収入のうち雑入でございます。1,277万6,000円の増額でございます。主な内容としましては、宝くじの交付金であります市町村交付金が843万4,000円、次の51ページの後期高齢者医療給付費負担金返還金799万3,000円が主な内容でございます。

続きまして、23款の町債です。臨時財政対策債につきましては2,740万円の減額、こちらは精算によるものでございます。

3目土木費の公共事業等債につきましては、公共下水道施設事業の減によりまして380万円の減額でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

36ページは、繰越明許費の一覧でございます。

2款総務費の1項総務管理費、こちらの中でPCB廃棄物処理運搬委託事業につきましては、処理場の故障によりまして年度内に処分ができないということから、1,792万4,000円を4年度に繰り越すものでございます。

その下の東京五輪準備事業につきましては、モニユメントの発注形式を公募型プロポーザル方式への変更をいたしましたことから年度内に完了できないため、1,000万円を繰り越すものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費につきましては、住民記録システムの改修事業を、国の補助を受けるために年度内予算化が必要だったことから、55万円予算化いたしました。こちらを4年度に繰り越して支出するものでございます。

3款民生費の社会福祉費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、こちらにつきましては申請期限が9月30日までございますので、令和4年度分を8,200万円繰り越すものでございます。

児童福祉費につきましては、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業でございますが、こちら実施期間が2月から9月までであるため、令和4年度分641万6,000円を繰り越すものでございます。

7款土木費の道路橋梁費でございますが、排水機場維持管理事業、こちらは宮原の排水機場が故障しまして修理を発注しているところですが、部品調達に不測の日数を要したことから年度内に完了できず、748万円を繰り越すものでございます。

道路新設改良事業、町道1-7号線分でございますが、こちらも緊急事態宣言中に用地交渉が行えず年度内に終了できなかったため、3,885万1,000円を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。何点かございます。

歳出のほうからですけれども、最初に1つ目ですが、57ページの2款1項10目に当たる、先ほど簡単にご説明いただきました戸別受信機に関わる部分なんですけれども、この戸別受信機、生産上の都合で調達できなかったということですが、1割程度ぐらいしか歳出されていないということですが、戸別受信機の実際に配付された内訳について、旧型なのか、新しいデジタル機なのかと。デジタル機の場合には有償貸与ということだったはずなんですけれども、その辺の中身の状況は、要するに住民の方のご希望とかそういったものもあるかと思うんですけれども、その状況はどうだったのでしょうかということと、あわせて、今の時点での今後の調達の見通しとかということのも、分かるようでしたらば教えていただきたいという点です。

次に、60ページから63ページの、3款1項2目の障害福祉費に関わる部分なのですが、幾つか項目がございますけれども、結構金額的に大きく増減補正している部分がございます。

そこで、自立支援事業ですとか障害児支援事業、その他かなり大きく増額しているものと減額のものがありますけれども、それぞれ要因が異なるものなのか、全体としてどのような要因によるものかと、どんな事情があるのかというふうなところが分かるようでしたら教えてください。

さらに、71ページの医療対策費の中で、子ども医療費助成事業、それと高校生医療費助成事業と、先のほうは減額ということで、高校生のほうは増額というふうになっています。背景として、同様の要因なのか、あるいは何らかの違う原因によってそういうふうになっているのかと、想定が変わってきたのかというところをお伺いしたいです。

取りあえずその3点について、答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは初めに、57ページの防災行政無線管理運営事業についてご説明いたします。

調達の内容についてですが、今年度は1台も調達できておりません。支出済みの金額につきましては、防災無線の子局の修繕等に流用して充てたものでございます。また、今後の調達の見通しにつきましては、今のところ全く立っていない状況でございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案つづりの63ページでございます。

障害福祉費のうち大幅な増額項目について、その理由をご回答いたします。

初めに、自立支援事業の扶助費となります。対象は心身障害者です。

介護給付費は、入浴や排せつ、食事など居宅介護の利用件数増によるもので、年間150件を見込んでいたところ、実績では180件が見込まれております。

また、訓練等給付は、共同生活援助の利用者に、町の費用負担割合が高い低所得の方が増えたことが主な要因となります。当初見込み13人に対し、実績では18人となる見込みでございます。

続きまして、心身障害者（児）施設等運営費補助事業242万9,000円の増額につきましては、補助対象施設の増加に加え、利用者の方1名でございますが、介護負担度の高い強度行動障

害の方が1名発生し、補助基準額が高額となったものでございます。

最後に、一番下段、障害児支援事業の扶助費が106万1,000円の増額となっております。こちらは、学校就学中の障害児が利用する放課後デイサービスについて、町内では24人の利用者がおりますが、年間の利用日数で500日の増加が見込まれ、増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） それでは、議案つづりページ71の、藤乗議員の医療費助成に関するご質問についてお答えいたします。

現在、ゼロ歳から中学生までの医療費につきましては現物給付により助成を行い、高校生医療費については申請による償還払いにより助成を行っております。

考えられる要因の一つといたしまして、今年度、コロナウイルス感染症に伴う給付金手続等により、高校生医療費については申請機会も例年より多くなったため、当初予算に対し見込みを上回り不足を生じたものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ご説明いただいた点につきましては了解いたしました。

あと3点ほど、その後の項目についてお伺いしたいと思いますが、77ページに当たる6款1項3目海岸有料駐車場運営事業に関する部分ですけれども、これは大きく減額、当初予算に比べて減額しております、半分ほどですけれども、当然、期間短縮ということでご説明もございました。

そこで、その期間短縮中の状況、中身、実施期間中の状況はどうだったのかという点につきまして、要するに、それ以前の時点と比較しまして集客率というか利用率、そういったような点について、どんな状況だったのかということをお伺いしたいと思います。これは今年度、今シーズンどうかという、どうなるのかという予測にも関わると思いますし、また、今年度トイレの整備というような状況もございます。そうすると、先ほど質問させていただいた釣ヶ崎海岸のほうに、お客さんが場合によっては集中してしまうと、しまうというのはいかにも悪いかのような言い方をしますが、そうではないんですけれども、それによって、先ほど申し上げたような問題も発生するかもしれないということも想定しなければいけないかと、大きく関わる内容とも言えるのではないかと思います。そこでそれについてお伺いします。

さらに、87、89ページに教育扶助費というのがございますが、これは当初予算に比べてかなり減額になっております。減額したということは対象者が減ったというふうに考えればいいということであれば、これはよいことであるという見方もできるんですけども、それはどのような要因だったのかというところをお伺いしたいと思います。

またもう一つ、これも教育課に当たると思いますが、91ページの9款4項1目の地域学校協働推進事業、これが大きく減額しておりますが、恐らくコロナ禍によるものということだとは思いますが、減額の理由として、恐らく実施したこと、しなかったことという部分があると思います。実施しなかったものはどのようなものなのかと、実施できたものはどのようなものかというところをご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案つづりの77ページの3目観光費、その中で海岸有料駐車場運営事業というところがございますが、この実施状況でございますが、当初、有料期間というものを4月24日から10月31日まで171日間と予定しておりましたが、ご存じのとおり新型コロナウイルス、こちらの感染症拡大に伴いまして、8月3日から9月30日までの59日間閉鎖いたしました。そのため、気象条件によります中止などによりまして、今回実施した期間が99日間となったことから、警備費が大幅に減少となったことによる事業費の減額となっております。

また、今回の駐車場利用状況でございますが、期間中の有料台数につきましては、延べ3万1,913台の利用がありました。これは、1日当たりの平均台数にしますと、今までで一番多かった昨年の1日の平均台数340台というのがあったわけなんですけど、この3年度におかれましてはそれに匹敵する、1日当たり322台の利用となっております。

近年この駐車場利用者というのは増加傾向にあります。また、今年トイレが整備されたことによって、今後ますますこの利用が増加するというところで、私どものほうはその辺を想定しておるところでございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の、87ページ、89ページの教育扶助費の減額の要因についての質問にお答えいたします。

まず、1点目として、東浪見、一宮小学校・中学校における準要保護児童・生徒が年度当初の予定人数より全体で4人減、また、特別支援教育就学援助児童におきましては、年度当初の予定人数より5人減と、対象児童・生徒が減ったことと、2点目といたしまして、新型コロナウイルス蔓延による各学校の校外学習の減、学校行事の規模縮小、中止による対象児童への支出が減ったものになります。

また、91ページの地域学校協働推進事業の減額の理由と、事業の実施したことと、しなかったことについてお答えいたします。

地域学校協働推進事業は、現在行われております、一宮町サタデースクールとして、小学校4年、5年生を対象に、算数の学力向上を目指し、月2回土曜日に授業を行っております。

減額の理由については、新型コロナウイルス蔓延防止対策によるサタデースクールの事業の中止のため、講師への報酬支払い額の減によるものです。また、事業の実施についてなんですけれども、サタデースクール事業については5月からのため、月2回土曜日に行っております。年度内20回を予定しておりましたが、新型コロナウイルス蔓延防止のため、当初年間予定の半分しか行うことができませんでした。以上が理由になります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） ほかに質問ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第14号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第9次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第20、議案第15号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第15号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの102、103ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,602万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,311万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。

110、111ページをお願いいたします。

右側の説明欄でご説明をさせていただきます。

一般職人件費でございますが、人事院勧告の給与改定等に伴います減額となっております。

その下、運営事務費でございますが、レセプト点検委託料の事業執行による精算が主なもので、合計で82万1,000円の減額となっております。

賦課徴収事務費でございますが、電算機入替え等に伴います執行残の精算となっております。

その下、2款保険給付費、1項療養諸費でございますが、一番上の給付金でございますが、こちらは療養給付費分で1,700万円の増額、真ん中の給付金でございますが、療養費分で100万円の減額、一番下の審査支払手数料は13万7,000円の減額となっております。それぞれ実績及び見込額によります精算となっております。

下から2段目の給付金でございますが、こちらは高額療養費分となります。受診件数の増によりまして、当初予算を上回る見込みから300万円の増額としております。

一番下の給付金は出産育児一時金でございますが、当初18件で予定しておりましたが、実績及び見込みで14件といたしまして、171万8,000円の減額としております。

112、113ページをお願いいたします。

中段の特定健診・特定保健指導事業でございますが、212万9,000円の減額でございますが、新型コロナの影響によりまして集団健診の受診者減に伴いまして、委託料の精算が大きなもの

のとなっております。

その下、保健事業でございますが、312万円の減額につきましては、保健指導委託料の精算によるもので、新型コロナ感染拡大の観点から、A Iを使った特定健診の受診勧奨を中止したためでございます。

基金積立金でございますが、1,446万6,000円を増額し基金に積み立てるものでございます。

一番下のその他償還金でございますが、前年度分の新型コロナ減免等の国・県の負担金精算に伴いますもので、返還金が生じたため77万3,000円を増額としてございます。

114、115ページをお開きください。

一般会計繰出金でございますが、5万円の増額につきましては、前年度分の保険基盤安定負担金の精算に伴いますもので、返金が生じたため町負担分を一般会計へ繰り出しするものでございます。

歳出は以上です。

歳入についてご説明します。108、109ページをお開きください。

1款国民健康保険税でございますが、実績及び見込みによりまして、一般分と退職分を合わせ328万9,000円を減額いたします。新型コロナの影響で差押えを控えていることが主な理由となっております。

3款国庫支出金でございますが、新型コロナ感染症の減免制度に対する国の財政支援分として116万9,000円を増額いたします。

4款県支出金でございますが、右のページの1節普通交付金については、医療給付費の実績等による見込みから3,225万8,000円を減額いたします。

その下、2節特別交付金については、県からの交付決定等による見込みから、合計で603万9,000円を減額するものでございます。

5款財産収入につきましては、基金の利子でございます。

6款繰入金につきましては、一般会計から国民健康保険事業特別会計繰出金について繰入れをするもので、交付決定等による精算により、合計で132万7,000円を増額いたします。

7款繰越金につきましては前年度の繰越金でございます。

8款諸収入につきましては、特定健診の受診者からの負担金で、事業執行に伴います精算となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第15号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第21、議案第16号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、議案第16号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの119ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,013万7,000円にしようとするものでございます。

今回の補正は、いずれも決算見込みによる精算でございます。

初めに、歳出の主な内容をご説明いたします。

128ページ、129ページをご覧ください。

中段やや下になります1款3項2目認定調査等費につきましては、右側の説明欄になりますが、訪問調査事業87万9,000円の減額です。こちらは、訪問調査を行う会計年度任用職員の報酬の精算が主な内容です。コロナ禍の特例といたしまして、介護度に変更がなく認定期

間だけを更新する場合、更新時期を1年間猶予することが可能となりました。これにより調査件数が減少したものです。

続きましてその下、2款1項介護サービス等諸費につきましては、次のページになります。130ページの上段になりますが、合計で5,082万3,000円の減額です。それぞれ決算見込みによる精算となります。傾向といたしまして、コロナ禍による外出自粛などにより、施設に通う通所介護、デイサービスの利用者が減少した一方、ヘルパーなど在宅による訪問介護の利用者は増加傾向となっております。

続きまして、一番下段の3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で614万9,000円の減額です。こちらは認定区分が要支援である皆様が対象となります。在宅でのヘルパーや通所によるデイサービスを利用した際の給付となりますが、ともに決算見込みによる精算でございます。

続きまして、132ページをご覧ください。

上段の3款2項一般介護予防事業費は74万5,000円の減額となります。こちらは、出張介護予防教室や健康運動教室など、コロナ禍の影響により教室の一部を中止したことによる精算でございます。

続きまして、134ページをご覧ください。

4款基金積立金3,920万8,000円の増額は、今後見込まれる給付費の増加に対応するため、決算余剰金を基金に積立てするものでございます。

続きまして、その下になります5款諸支出金につきましては、令和2年度の事業費確定に伴い超過交付となった補助金等についてそれぞれ返還するため、償還金と繰出金を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。議案つづりは124ページにお戻りください。

1款保険料につきましては176万5,000円の増額です。こちらは、被保険者数が増加したほか、保険料の高い所得段階の方が増えたことによるものとなります。

続きまして、3款国庫支出金から一番下段の7款繰入金になります。こちらは、6款の財産収入を除き、いずれも歳出の決算見込み等に合わせた財源の補正となっております。

続きまして、126ページをご覧ください。

上段になりますが、8款繰越金3,864万2,000円の増額につきましては、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

先ほどご説明がありました128から131ページに当たります歳出のほうですが、2款1項1目から6目に当たる保険給付費に当たる項目が幾つかございます。項目を見ていきますと、おおむね減額しているんですが、大きく減額しているものとそれほどでもないもの、先ほどのご説明でいきますと、コロナ禍によって施設利用が比較的大きく減ったと。それに対して、在宅に対するものは増加の傾向だということですが、それでも施設利用に関しても、性質の違うものが金額的に大きく減額しているものとそうでもないものと、在宅のほうも当初予算よりは多少は減額していると。その辺のところの理由として、分かる範囲でもうちょっと詳しくご説明いただけるとありがたいんですが。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案つづりの128ページから131ページまで、2款1項介護サービス等諸費のうち減額の大きいもの等のご質問であります。こちらは主にコロナ禍の影響によるもののほか、当初予算の計上の精度、予備的な計上が過大であったことが要因となります。

なお、決算見込みの傾向では、先ほど申し上げましたとおり外出自粛に伴う利用者の通所控えや、また、施設側も感染予防のため利用者の受入れに慎重になったことが考えられ、その結果、通所での介護サービスが減少した一方、在宅での訪問介護サービスは増加となっております。また、外出控えによる身体機能の低下を防ぐため、リハビリを利用される方も増加傾向となっております。

なお、コロナ禍の影響といたしましては、サービスを受ける場が施設から自宅へと移ったことが主でありまして、これまでのところ、利用者やご家族、ケアマネ、施設などから、特に困り事などのご相談はいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質問ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第16号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第22、議案第17号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第17号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの142、143ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,291万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。150、151ページをお願いいたします。

右側の説明欄でご説明のほうをさせていただきます。

一般職人件費につきましては、人事院勧告の給与改定等に伴う減額でございます。

保険料賦課徴収事務費につきましては、保険料賦課の変更通知に伴う郵送料やコンビニ収納手数料につきまして、それぞれ実績等により減額としてございます。

広域連合納付金につきましては、保険料の収納実績等により198万円の増額。その下、基盤安定拠出金につきましては、広域連合から示された額によりまして286万4,000円を減額とし、精算をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。148、149ページをお願いいたします。

1 款保険料でございますが、特別分と普通分の収納実績等から111万5,000円の減額として
ございます。

3 款繰入金でございますが、合計で295万2,000円の減額としてございます。2 目の保険基
盤安定繰入金の減額のほうが主なもので、県の交付決定を受け精算するものでございます。

5 款諸収入でございますが、延滞金は9万4,000円の増、保険料還付金は広域連合からの
還付金で4万5,000円の増、雑入は町が広域連合から業務委託を受けております賦課徴収事
務、賦課徴収業務の執行に伴う精算によるもので、56万5,000円の増額となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第17号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしま
した。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第23、議案第18号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特
別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第18号 令和3年度一宮町農業集落排水事業
特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの155ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億641万1,000円とするものです。

今回の補正では、年度末の決算見込みに伴うものとなっております。

初めに、歳出からご説明いたします。議案つづりの162、163ページをご覧ください。

まず、一般管理費の人件費につきましては、精算に伴い減額するものです。

一般事務費につきましては、消費税の確定申告によりまして不用になったことから減額するものです。

その下、原地区の施設管理事業では、修繕で行いました中継ポンプ制御盤交換による不用額、こちらが出たものですから、そちらのほうの減額補正を行います。

東浪見地区施設管理費では、電気、水道の精算に伴い減額補正をするものです。

北部地区施設管理では、電気料に不足が見込まれることから、不足分を増額補正するものです。

続きまして、歳入ですが、160、161ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金でございますが、原地区2件、東浪見地区2件、そして北部地区1件、計5件の新規加入分がありました。そちらのほうに伴いまして増額するものです。

2款使用料及び手数料につきましては、3地区の現年と滞納繰越分の使用料を増額いたします。

3款県支出金につきましては、補助対象事業であります原処理場の実施設計金額、こちらの減少に伴い補助金額を減額するものです。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の利子分を増額するものです。

5款繰入金につきましては、繰越金のほか分担金及び負担金などが増となったことにより減額を行うものです。

6款繰越金につきましては、年度末の繰越金の確定による補正でございます。

7款諸収入につきましては、消費税の確定に伴いまして還付が生じたことから増額するものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) よろしいですか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第18号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は15時35分。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時34分

○議長(鵜沢一男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第19号～議案第23号の上程、説明、委員会付託

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第24、議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算議定について、日程第25、議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第26、議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第27、議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第28、議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第19号から23号について、順次、提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算について概要を申し上げます。

お手元に、一宮町予算書、こちらをご用意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、1ページをお開きください。

第1条でございます。令和4年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,100万円と定めるものでございます。前年度に比べ4,200万円の増額でございます。

東京オリンピックが終了し予算額の減少要因もありましたが、新年度では、一宮町中央ポンプ場や長生第二排水機場、一宮中学校南校舎など老朽化した施設の整備を行うほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業が主な要因となり、予算規模が増加するものでございます。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例についてそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

最初に、歳入でございます。増減の大きなものをご説明いたします。

初めに、1款の町税でございます。前年度に比べ2,343万8,000円増加の13億5,145万5,000円を計上いたしました。こちらは、町税のうち法人町民税につきましては、景気の厳しい状況が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きが見込まれることから増額としております。

続きまして、16款の国庫支出金でございます。前年度に比べ2,751万9,000円減少の5億2,234万2,000円を計上いたしました。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う補助金など増額する要因もございましたが、一宮町中央ポンプ場整備に係る社会資本整備総合交付金の減少が主な要因でございます。

続きまして、17款県支出金でございます。前年度に比べ3,345万8,000円増加の3億8,139万7,000円を計上しております。こちらは、長生第二排水機場の維持管理計画策定に伴う農業水利施設保全合理化事業補助金や、千葉県により釣ヶ崎海岸に整備された県立九十九里自然公園の園地管理委託金の増加が主な要因でございます。

続きまして、19款寄附金でございます。前年度に比べ7,920万1,000円増加の2億1,921万6,000円を計上いたしました。こちらは主にふるさと納税でございます。昨年度から受付ポータルサイトを増やすなど事業強化を図り、寄附件数が増えているため増額計上したものでございます。

次に、20款の繰入金でございます。こちらは一宮町中央ポンプ場整備事業など複数の事業に対し、特定目的基金からの繰入れを計上しておりますが、財源不足を補填する財政調整基金からの繰入れが増加したことにより、昨年度に比べ3,584万円増加の3億1,142万4,000円を計上しております。

続きまして、歳入の最後に23款町債をお願いいたします。こちらは、一宮中学校の校舎屋

上防水工事に伴い新たな借入れも計上しておりますが、臨時財政対策債の減少が主な要因となり、前年度に比べ1億6,200万円減少の2億1,780万円となったものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

こちら歳出でございます。こちら増減の大きなものを説明いたします。

2款の総務費でございます。前年度に比べ3,861万3,000円増加の10億181万7,000円を計上しております。こちらは、令和4年度中に参議院議員選挙、千葉県議会議員選挙、町の議会議員選挙が予定されていることから選挙費が増加したほか、ふるさと応援寄附金の増加による返礼品や積立金の増加が主な要因でございます。

続きまして、4款衛生費でございます。前年度に比べ8,825万2,000円増加の5億4,328万3,000円を計上いたしました。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業ですとか、長生広域で行うごみ焼却施設基幹的整備改良事業に対する負担の増加などが主な要因でございます。

続きまして、5款農林水産業費でございます。前年度に比べ4,775万6,000円増加の1億9,882万3,000円を計上いたしました。こちらは、長生第二排水機場のエンジンポンプ補修工事や、今後の施設維持管理計画を策定するため増額となったものでございます。

続きまして、6款の商工費でございます。前年度に比べ4,238万5,000円減少の8,520万4,000円を計上いたしました。こちらは釣ヶ崎海岸施設に観光案内所を設置するなど増額する要因もございましたが、一宮海岸トイレ設置工事の完了に伴い、全体で減額となったものでございます。

続きまして、7款の土木費でございます。前年度に比べ1億869万3,000円減額の3億2,138万5,000円を計上いたしました。こちらは、令和2年度から2か年で実施しました一宮町中央ポンプ場の除じん機設備や、中央監視制御設備の大規模改修が完了したことにより減額となったものでございます。引き続きポンプ場につきましては、ストックマネジメント計画に基づき改修を行ってまいります。

続きまして、8款消防費でございます。前年度に比べ1,554万8,000円増加の2億4,946万2,000円を計上いたしました。こちらは、災害への備えとして、地域防災計画の改定や河川監視カメラ設置工事により増額となったものでございます。

続きまして、9款教育費でございます。前年度に比べ1,233万6,000円増加の3億4,912万1,000円を計上いたしました。こちらは、一宮中学校南校舎の屋上防水工事やG S Sセンターのオーバーフロー管設置工事の実施が主な増加要因でございます。

最後に、11款公債費でございます。こちらは、上総一ノ宮駅東口整備事業など、過去に行

った事業の財源として発行した地方債の返済になりますが、前年度に比べ1,427万4,000円増加の3億2,763万2,000円を計上しております。

以上、簡単でございますが、第19号の議案につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきましてご説明を申し上げます。

予算書の159ページをお開きください。

令和4年度一宮町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,525万2,000円と定めるものでございます。前年度比0.54%の増となっております。

本予算につきましては、世帯数2,068世帯、被保険者数3,293人、前年度比99人の減で見込み、実績に基づいた数値や県からの通知、決算見込み等により計上をいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中での予算編成となりましたが、大きな事業変更がないことから、ほぼ前年度並みの予算となっております。今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行するため、被保険者数と保険税のさらなる減少が見込まれますが、医療費の適正化により歳出の抑制に努めながら、健全な事業運営を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） 続きまして、議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の197ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,415万4,000円と定めようとするものでございます。こちらは、前年度と比べ1.3%、1,398万5,000円の減額でございます。また、3月1日現在における第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は4,024人であり、前年の同時期と比べ24人の増加となっております。高齢化率も32.6%と年々増加傾向でございます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年度という位置づけの中、介護予防施策や認知症施策、さらには次期計画となる第9期介護保険事業計画の策定に向けた調査費などを盛り込んだ予算となっております。第8期計画の基本理念に掲げる「高齢者がいきいきとく

らせるまち一宮」の実現を目指し、今年度に引き続き、計画に沿った高齢者福祉施策に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につきましてご説明を申し上げます。

予算書の239ページをお願いいたします。

令和4年度一宮町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,300万円と定めるものでございます。前年度比3.88%の増となっております。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されています。

本予算につきましては、保険料率の改定はないものの、被保険者数を2,070人、前年度比50人増で見込み、広域連合からの通知や実績に基づいた数値等により所要額を計上しております。令和4年度につきましても、安定的に医療給付等を行うために、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携して、被保険者の健康の保持増進の取組への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の267ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,770万5,000円と定めるものでございます。予算規模は前年度に比べ2,306万7,000円の減となっております。例年どおり原、東浪見、北部の3地区の維持管理のほか、3か年事業で実施しております公営企業会計への移行に向けての業務委託費のほか、会計移行により必要となる会計システム導入費用、そしてまた原地区の汚水処理施設改修に向けての実施設計委託費などを盛り込んだ予算となっております。

次に、予算書270ページをご覧ください。

第2表、地方債につきましては、公営企業会計移行支援委託事業の起債借入れを表のとおり定めようとするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第19号から議案第23号につきましては、質疑を省略し、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第23号につきましては、質疑を省略し、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

諸岡議会事務局長。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第29、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条1項により、3月12日、3月13日は、町の休日のため休会であります。

お諮りいたします。会議規則第9条第2項の規定により、3月8日から11日及び14日から15日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から11日及び14日から15日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、3月16日の会議は午後2時からといたします。よろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時57分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 16 日 （ 水 ）

令和4年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

令和4年3月16日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	鵜沢清永	6番	小安博之
7番	袴田忍	8番	鵜野澤一夫
9番	吉野繁徳	10番	志田延子
11番	森佐衛	12番	藤乗一由
13番	鵜沢一男		

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計課長	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	秦和範	秘書広報課長	渡邊浩二
企画課長	渡邊高明	税務課長	目良正巳
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常磨
オリンピック 推進課長兼 都市環境課長	高田亮	産業観光課長	田中一郎
子育て支援 課長	御園明裕	教育課長	峰島勝彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第19号	令和4年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第20号	令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第21号	令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第22号	令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

- 日程第五 議案第 2 3 号 令和 4 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 同意案第 1 号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第七 同意案第 2 号 一宮町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第八 同意案第 3 号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第九 発議案第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十 発議案第 2 号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に強く抗議し、ウクライナの平和回復に尽くすことを求める意見書

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日が最終日となります。休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。本日も引き続きお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承を願います。

◎議案第19号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は各常任委員会へ付託をしてございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、鵜野澤一夫君。

○総務経済常任委員長（鵜野澤一夫君） 総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費と、議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算です。

審査は、3月8日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告します。

出席委員は、委員長 鵜野澤一夫、副委員長 志田延子、委員 森 佐衛、委員 吉野繁徳、委員 鵜沢一男、委員 内山邦俊、委員 川城茂樹の7名です。なお、本委員会の書記は、会計課係長、實形淳美です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施しました。

初めに、一宮町中央ポンプ場で消防設備などの改修工事について説明を受けました。続いて、長生第二排水機場では、老朽化に伴うエンジンポンプの整備工事の説明を受けました。最後に、釣ヶ崎海岸に新たに整備された施設の説明を受けました。

続いて、午前10時15分から、付託された議案審議に入りました。

初めに、議案第19号 令和4年度一般会計予算について申し上げます。

令和4年度予算案の一般会計総額は47億2,100万円で、前年度に対し4,200万円の増額となっているとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、今後、徐々に経済活動が再開されることを加味し、個人町民税、法人町民税、軽自動車税、鉱産税が増額となっています。町税全体では13億5,145万5,000円で、前年比2,343万8,000円の増額です。

次に、地方消費税交付金ですが、都道府県に納付された地方消費税の2分の1相当額が各市町村に按分し交付されるもので、前年比2,800万円増額の2億6,800万円となっています。

次に、使用料及び手数料ですが、海岸駐車場使用料の有料期間を3か月延長した増収を見込んでおり、全体は9,962万4,000円となっています。

次に、国庫支出金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金は3,662万3,000円の増額などありますが、中央ポンプ場整備事業の大規模改修事業費減少により、全体では5億2,234万2,000円、前年比2,751万9,000円の減額となっています。

次に、県支出金ですが、長生第二排水機場の機能診断、機能保全計画策定に伴う農業水利施設保全合理化事業補助金3,137万2,000円や、千葉県により釣ヶ崎海岸に整備された県立九十九里自然公園の管理委託金400万円などが増加の主な要因となり、県支出金全体では前年比3,345万8,000円の増、3億8,139万7,000円となっています。

次に、寄附金ですが、ふるさと納税の事業強化に伴い寄附件数が増えており、2億1,921万6,000円で、前年比7,920万1,000円の増額となっています。

次に、繰入金ですが、社会保障費の負担やその他新規事業の取組など、一般財源で負担すべき事業が増加したことから財政調整基金を2億3,400万円取り崩し、繰入金全体で3億

1,142万4,000円、前年比3,584万円の増額となっています。

次に、町債ですが、一宮中学校南校舎の屋上防水工事に伴い、新たに教育債の借入れを行います。臨時財政対策債の減少により前年比1億6,200万円の減額となっています。

続きまして歳出ですが、総務費の主なものとして、定年延長制度例規整備支援委託料66万円、人事給与システム改修委託料148万5,000円、自治体情報システム強靱性向上モデル更改工事3,225万2,000円、町議会議員選挙費2,772万1,000円などがあります。

ふるさと応援費は、ふるさと納税をする方が年々増加し、返礼品については体験型利用券や梨などの人気が高まり、収納代行手数料、ふるさと応援基金積立金など2億1,920万3,000円となります。

賦課徴収費は、3年に一度実施する固定資産税の評価替えに当たり、不動産鑑定委託料687万2,000円があります。指定統計調査費は、就業構造基本調査11万6,000円が主要な調査となります。総務費全体では10億181万7,000円で、前年比3,861万3,000円の増額となっています。

次に、衛生費ですが、クリーン一宮推進事業費は、環境衛生、環境保全などの事業で、前年比2,774万5,000円の増額で1億7,577万9,000円となっています。増額の主な要因は、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増によるものです。

次に、農林水産業費ですが、農業振興費は「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業における施設改修に伴う工事費の補助649万8,000円、飼料用米などの生産面積の拡大に伴う支援事業補助金231万4,000円、有害鳥獣対策事業は駆除による捕獲頭数の増加により193万3,000円増額となるなど、農業振興費全体では463万円増額の2,339万9,000円となっています。

農地費は、多面的機能支払交付金事業による農業施設の改修費などに3,205万5,000円、長生第二排水機場維持管理事業による機能診断・機能保全計画業務など6,908万円で、3,953万6,000円の増額となっています。

林業振興費は、洞庭湖を周遊する遊歩道雑木伐採整備工事の112万8,000円などがあります。

農林水産業費全体では1億9,882万3,000円で、前年比4,775万6,000円の増額となっています。

次に、商工費ですが、新たな事業として釣ヶ崎海岸施設運営事業720万3,000円があります。主な経費は、釣ヶ崎海岸施設で新たに開始する観光案内所の運営費及び県立九十九里自然公園の維持管理費となります。

海水浴場開設事業1,305万6,000円は、海水浴場を7月23日から8月28日の37日間開設する

ための経費となります。観光イベント開催事業580万円は、感染対策を講じた上で、各イベントの開催を予定しています。有料駐車場運営事業は、4月23日から1月9日まで262日間の運営を予定しており、2,381万4,000円となります。商工費全体では8,520万4,000円で、一宮海岸トイレ設置工事の完了に伴い、前年比4,238万5,000円の減額となっています。

次に、土木費ですが、主なものとして、道路橋梁総務費では、排水機場維持管理点検委託337万7,000円、排水機場しゅんせつ工事702万9,000円などがあります。道路維持費は、4か所の道路維持工事と緊急対応工事を予定しており690万円です。道路新設改良費は、5年に一度の点検が義務づけられています。橋梁、トンネル、のり面の点検及び修繕計画策定事業4,250万円が新規事業となります。

都市計画費は、公共下水道（雨水）維持管理事業として、中央ポンプ場の消防設備などの改築工事や耐震診断の実施、ハザードマップの作成など1億4,000万円などがあります。

公園事業費は、都市公園遊具点検委託料14万7,000円、城山公園の雑木伐採委託料23万1,000円、東野公園の入り口改修工事21万5,000円などがあります。土木費全体では3億2,138万5,000円で、前年比1億869万3,000円の減額となっています。

次に消防費ですが、主なものとして、地域防災計画改訂支援委託料426万8,000円、河川監視カメラ設置工事106万円、自主防災組織設置補助金200万円、防災士育成事業補助金61万9,000円など増加要因となり、全体では2億4,946万2,000円で、前年比1,554万8,000円の増額となっています。

歳出の最後に、公債費については、上総一ノ宮駅東口整備事業や中央ポンプ場など、大型事業で借り入れた起債の元金償還が始まり、3億2,763万2,000円で前年度比1,427万4,000円の増額となっています。

次に、昨年の要望事項に対して回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

町の消防体制の充実のため、重要な消防体制の拠点である南消防署の早期移転を確実に取り組むよう求めるとの要望に対しては、南消防署の早期移転については、町では南消防署移転の候補地について消防本部から依頼を受け、睦沢町との協議結果を踏まえた上で3か所を選定し、消防本部から用地についての意見書を受領しました。その後、長生郡市広域市町村圏組合では、総務省消防庁から感染症に備えた消防本部などの業務継続のための施設及び設備について早急な対応を求める通知を受けたことから、早期に感染症に備えた施設整備及び庁舎建設について、組合議会に諮りながら進める考えであると伺っておりますとの答弁でした。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

河川監視カメラの設置場所はどこかとの質疑に対して、一宮川の中ノ橋に設置予定との答弁でした。

令和2年度における防災行政無線戸別受信機の新旧それぞれの機器の貸与、配付の状況はどうかとの質疑に対して、防災行政無線戸別受信機の貸与は、令和4年2月末日時点でアナログ方式が3,539台、デジタル方式が41台です。また、デジタル方式無償貸与対象者には、案内通知をして既存の受信機を回収し、デジタル方式への交換を行っていますとの答弁でした。

町のホームページのアクセス数はどのくらいですかとの質疑に対して、今年度はオリンピック効果もあり、二百数十万件のアクセス数があるとの答弁でした。

総務費の企画事務運営費旅費18万3,000円についての使用用途は何でしょうかとの質疑に対して、高知県大川村で開催される、小さくても輝く自治体フォーラムの研修旅費です。町長と随行職員2名が参加予定ですとの答弁でした。

ふるさと応援費は7,920万円が増えていますが、何か新しいものを考えているのでしょうかとの質疑に対して、ポータルサイトによっては電子感謝券を扱っているサイトがあり、今後、各種利用券や地元産品を扱った飲食などの可能性も含め検討していますとの答弁でした。

固定資産税を課税する際、家屋の確認方法についてはどのようにしていますかとの質疑に対して、建築確認申請書を基に現地確認をしているとの答弁でした。

道路維持管理事業759万5,000円とありますが、町道のアスファルトの状態を考えると少ない予算ですがどのように考えているのかとの質疑に対して、道路橋梁費全体の予算額は増えているが、点検費や計画策定などが増となり、道路維持管理事業は限られた予算の中で緊急性の高いところから順次施工しているとの答弁でした。

公園の遊具設置については、新設していく考えはあるのかとの質疑に対して、町内の都市公園は舞台公園、望洋公園など遊具のある公園と全くない公園に分かれている。実際に遊具のある公園は子供たちで賑わっている。具体的な要望があれば補助金などを模索し、設置する考えはあるとの答弁でした。

郡内の町村では農地転用の案件がない月があると聞くが、一宮町の状況はどうかとの質疑に対して、オリンピック景気やコロナの影響によるリモートワークなど、生活の変化に伴う専用住宅やセカンドハウスなどへの農地転用案件がコンスタントにあり、多いときには月十数件の申請案件があります。長生農業事務所管内で他の町村より転用案件が多いと聞いてい

ますとの答弁でした。

新規就農アドバイザーはどのようなものかとの質疑に対して、令和3年度から農業次世代人材投資資金の経営開始型を受給している1年目の新規就農者に対するサポート体制の強化が義務化され、就農者と同じ品目を栽培している農業者が、農業経営や生産状況の確認、助言など新規就農者へアドバイスを行うものですとの答弁でした。

釣ヶ崎海岸施設、一宮海岸広場、海岸駐車場については24時間開放するものか。地域住民の日常生活にも配慮し、夜間については閉鎖してもよいのではないかと質疑に対して、釣ヶ崎海岸施設の観光案内所、シャワー施設を除き24時間開放となります。町ではこれらの施設を観光施設として位置づけているため、24時間開放することは観光客などの利便性向上のほか、観光振興による交流人口拡大を図る上で必要な措置と考えていますとの答弁でした。

このほか、一般会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号 一宮町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額につきましては8,770万5,000円が計上されており、前年比2,306万7,000円の減額となっています。

歳入の使用料及び手数料について、収納率の向上により3,698万6,000円で前年比151万6,000円の増額となります。歳出は令和5年度から公営企業会計へ移行予定のため、新規に会計システム導入委託料584万6,000円が計上されています。

このほか、特別会計に関する全ての質疑に対して明確な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、2点、要望事項を申し上げます。

1点目は、道路維持管理については町道の多くに損傷が目立つ状況であり、整備を進めるために予算の拡充を要望する。

2点目は、一宮海岸広場や釣ヶ崎広場など、24時間開放については慎重に検討されたいという要望です。

以上が本委員会に付託された議案の審査過程及び結果です。

これをもって総務経済常任委員会の報告を終わりとします。

令和4年3月16日。

総務経済常任委員会委員長、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでございました。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、小安博之君。

○厚生文教常任委員長（小安博之君） 厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、7日の議会において審査を付託されました議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第20号から22号について、8日午前9時00分に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、一宮中学校、GSSセンターの現場踏査を行い、午前10時30分から保健センターの保健指導室において関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長 小安博之、副委員長 小関義明、委員 藤乗一由、袴田 忍、鶴沢清永、大橋照雄の6名であります。書記は、福祉健康課主事、鶴岡なぎ沙です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費は予算額5,558万5,000円で、昨年より151万2,000円の減となっております。主なものは、住民基本台帳事務費、印鑑登録事務費、戸籍事務費です。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は3,966万5,000円の予算額で、昨年より338万8,000円の減となっております。

障害福祉費は2億6,587万8,000円の予算額で、昨年より47万2,000円の減となっております。主な予算は、自立支援事業、重度心身障害者・障害児医療給付助成事業、障害児支援事業等の各扶助費であります。

老人福祉費は1,961万2,000円の予算額で、昨年より54万2,000円の減となっております。

国民年金事務費は592万2,000円の予算額で、昨年より140万7,000円の減となっております。

後期高齢者医療費は1億5,197万2,000円で、昨年より830万2,000円の減となっております。これは千葉県後期高齢者医療広域連合負担金が減額となったものです。

児童福祉総務費は4億8,490万3,000円の予算額で、昨年より1,619万6,000円の増となっております。

青少年問題対策費は25万5,000円の予算額で、昨年より19万2,000円の増となっております。新規事業として、町内6か所にある児童公園等の遊具点検を実施するものであります。

児童措置費は1億7,411万3,000円の予算額で、昨年より929万7,000円の減となっております。これは児童手当の対象児童数の減少によるものであります。

児童福祉施設費は1,882万2,000円の予算額で、昨年より140万7,000円の増となっております。

次に、審査過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

学童保育内の感染対策への取組はどのようにしているのかとの質疑に対し、マスクの着用、入室前の体温測定、健康観察、定期的な換気、密を避ける、教室の消毒等の対策を実施しているとの答弁がありました。

福祉タクシーについて、1人当たりの助成額は不足していないかとの質疑に対し、年間3万6,000円の助成券を希望する対象者に配布しているが、特に増額の要望はないとの答弁がありました。

外国人の転出入の手続について、言葉の問題はないのか。通訳機器等を用意したほうがよいのではないかとの質疑に対し、現在のところ外国語を話せる職員がおり、その職員と一緒に対応をしている。大きな問題もないため、通訳機器の導入は検討していないとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億9,199万8,000円の予算額で、昨年より1,815万1,000円の増となっております。

予防費は1億1,612万4,000円の予算額で、昨年より3,907万7,000円の増となっております。予防接種事業では、副反応の問題から積極的勧奨を控えていた子宮頸がん予防接種について、9年ぶりに積極的勧奨を再開するほか、母子保健事業では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため乳児相談等の事業を延期しているが、徹底した感染対策を講じ、再開を目指すとのことであります。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種事業では、1・2回目接種を継続しながら3回目の追加接種を進め、5歳から11歳の小児接種についても、今月末から長生郡市内の医療機関において個別接種を開始するとのことでした。

医療対策費は4,130万5,000円の予算額で、昨年より77万7,000円の減となっております。新型コロナウイルス感染症拡大による受診控え等が影響しているものと思われます。

保健センター費は、施設の管理費等が計上され、ほぼ前年並みの878万4,000円の予算額となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

健康増進事業の新年度予算が減額となった理由はどのようなものかとの質疑に対し、コロナ禍による受診控えなど影響の先行きが不透明ではあるが、前年度の受診率実績を基に算定したためとの答弁がありました。

次に、9款教育費について申し上げます。

教育総務費は7,595万3,000円の予算額で、昨年より645万2,000円の減となっております。

小学校費は1億1,693万2,000円の予算額で、昨年より256万8,000円の増となっております。

中学校費は8,270万6,000円の予算額で、昨年より2,009万8,000円の増となっております。

主要事業といたしまして、中学校の屋上防水事業や来賓等昇降口天井の修繕、3校共通でタブレット端末等の利活用増進やオンライン授業の定着化を目的としたICT教育支援事業が計上されております。

社会教育費は4,668万1,000円の予算額で、昨年より595万3,000円の減となっております。主な予算は、いちのみや号に係る経費や青少年健全育成事業、文化財保護事業費、町史編さん事業、公民館管理運営費、図書室管理運営費、創作の里管理運営費などです。

令和4年度においては、本格的に町史の編さんが始まるため、町史編さん事業と文化財保護事業の2項目に分けてまいります。町史編さん事業については、上総広常に関わる冊子の年度内発行を目指すとのことであります。文化財保護事業については、従来どおり高藤山の清掃委託など町内の文化財全般に係る予算となっております。

保健体育費は2,684万9,000円の予算額で、昨年より207万5,000円の増となっております。主な予算は、体育団体等への補助金、臨海運動公園管理運営費、振武館管理運営費、GSSセンター管理運営費などです。

主要事業といたしまして、GSSセンターの雨排水ます修繕やオーバーフロー管増設工事等が新たに計上されております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

コロナ禍でICT教育が促進されたが、情報モラル教育はどうなっているのかとの質疑に対し、各学校が計画的に授業を実施し、ICT支援員を活用しているとの答弁がありました。

海外へのホームステイはコロナ禍で中止となっているが、代替案はないのかとの質疑に対し、現状、海外への渡航は厳しい状況にある。令和4年度は当町が事務局なので、代替案を含めて検討したいとの答弁がありました。

町史編さんの通信運搬費の用途は何か。冊子はいつ頃完成するのかとの質疑に対し、関係

各所に報告書を送付するための費用として計上している。秋頃、上総広常に関するイベントを行う予定であり、そのタイミングに合わせた冊子の完成を目指すとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

総務費は3,522万7,000円の予算額で、39万3,000円の減となっております。減額の主な内容は、診療報酬明細書点検委託料及び柔道整復療養費支給申請書委託料の減少によるものです。

保険給付費は10億1,313万9,000円の予算額で、2,036万7,000円の増となっております。増額の主な内容は、医療給付費によるものであります。

県へ納める国民健康保険事業納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の3つに分かれており、予算額は合わせて3億9,316万7,000円であります。

特定健康診査等事業費は1,537万6,000円で、20万2,000円の減となっております。これは、特定保健指導委託料における対象人数の減少に伴う委託料の減少によるものであります。

保健事業費は651万5,000円の予算額で、365万3,000円の減となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

国民健康保険被保険者数について、減少傾向なのか。令和4年度の被保険者数の根拠はどの質疑に対し、令和4年度の被保険者数については、令和3年10月末現在の人数を基本に過去の10月から3月までの平均値から計算し、3,293人を見込んでいる。令和4年から団塊の世代が後期高齢者へ移行することと少子高齢化の影響もあり、減少傾向と考えるとの答弁がありました。

以上を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は10億8,415万4,000円であり、昨年より1,398万5,000円の減となっております。

計画策定委員会費は247万6,000円の予算額で、昨年より238万8,000円の増となっております。これは、次期第9期事業計画策定に向けたニーズ調査、在宅介護実態調査を新たに実施するため増加となったものであります。

保険給付費は10億165万2,000円の予算額で、昨年より97万1,000円の増となっております。これは、サービス単価の増額や福祉用具貸与件数の増加によるものであります。

一般介護予防事業費は、けんこう運動教室や認知症予防教室、各地区社協による地域介護予防活動支援事業など、前年度並みの367万2,000円を計上しております。なお、事業実施については、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底した上で行うとのことであります。

包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの職員人件費及び高齢者の地域における自立した日常生活支援及び虐待防止を含む権利擁護事業などを行うもので、予算額は2,878万9,000円で昨年より103万9,000円の増となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

成年後見人制度の利用状況はどのようになっているのかとの質疑に対し、令和元年度3件、令和2年度1件、令和3年度0件となっているとの答弁がありました。

高齢者安心安全見守り事業はどのようなものかとの質疑に対し、緊急通報装置の機器を貸与する事業である。現在の利用者数は約40名であり、対象は独り暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯となっております。緊急時にボタンを押すことで、コールセンターに登録されている支援者への連絡や救急車の要請をするものとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

総務費は、人件費と運営事務費及び保険料賦課徴収事務費を合わせ945万9,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億7,238万5,000円で、678万8,000円の増となっております。これは、被保険者数の増加に伴い広域連合に納付する保険料が増えたことによるものであります。

歳入の後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加により1億3,706万6,000円で、776万9,000円の増となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

医療費の自己負担割合で新たに2割負担が追加されるとのことだが、いつからなのか。人数はどのくらいなのかとの質疑に対し、令和4年10月1日から2割負担が始まる。人数は国からの推定で20%の方が対象の見込みであり、計算すると400人程になるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

住みよい町、安心なまちづくりの拠点となる公共建築物の保全管理は大変重要である。特に防災拠点となる各社会教育施設、次世代を育てる学校教育施設の整備は、住民の安全、未来のまちづくりへ向けた最重要事項である。これらの早急なる整備と、これが完了するまでの適切な管理、運営を着実に進めることを要望する。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

以上で厚生文教常任委員会報告を終わります。

令和4年3月16日。

厚生文教常任委員会委員長、小安博之。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

○議長（鶴沢一男君） どうもご苦労さまでございました。

以上で各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑については、常任委員会名、議案名を示して発言されますようお願いをいたします。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第19号 令和4年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に、日程第2、議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第2、議案第20号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第3、議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第21号 令和4年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決いたします。

次に、日程第4、議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第22号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告

のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第23号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開後1時間が経過をしましたので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は午後3時15分の予定です。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時14分

○議長(鵜沢一男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 日程第6、同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 同意案第1号 固定資産評価審査委員会委員の同意をお願い申し上げる件についてご説明を申し上げます。

今回、同意をお願い申し上げます方は、17区の1にお住まいの酒井芳人さんでございます。

酒井さんは、平成22年3月24日から現在まで固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。今回5期目を引き続きお願い申し上げたいと考えたものでございます。

経歴につきましては、お手元の資料でご確認をお願いいたします。

選任の理由でございますが、酒井さんは土地家屋調査士の資格をお持ちでいらっしゃる、固定資産評価審査委員会の委員に適任であると思われますので、再度、同意をお願い申し上げるものであります。

任期は、令和4年3月24日から3年間であります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言動など、プライバシーに関する事、非礼な言葉は使用しないようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。酒井芳人さんを一宮町固定資産評価審査委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、酒井芳人さんを一宮町固定資産評価審査委員会委員に同意することに決定をいたしました。

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第7、同意案第2号 一宮町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第2号 一宮町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げさせていただきます。

現職の川島副町長の任期がこの3月31日をもって満了いたしますことから、新たに17区の2にお住まいの大場雅彦さんを選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

大場さんは、城西大学を卒業された後、民間企業を経て平成元年7月に一宮町役場職員に採用され、約30年間奉職されました。在職中は、主に総務課で13年、税務課で約7年間勤務した後、税務住民課長、総務課長を歴任され、行政に係る高い見識と豊かな経験を備えた方であり、人望も厚く誠実な方です。定年退職なされた後も、再任用職員として本庁の教育課で勤務され、町のためにご尽力されております。

そこで、今まで培ってこられた知識、経験を生かし、本庁が抱える様々な課題に取り組むとともに、この自然豊かで歴史ある一宮町のさらなる発展と飛躍を目指し、ご尽力いただける人材と判断いたしましたものであります。

何とぞ満場のご賛同をいただきまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、本案も人事案件ですので、発言には注意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、同意案第2号 一宮町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき投票により採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(鵜沢一男君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に8番、鵜野澤一夫君及び9番、吉野繁徳君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

(投票用紙配付)

○議長(鵜沢一男君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長(鵜沢一男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(鵜沢一男君) よろしいですか。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順次投票を願います。

(投票)

○議長(鵜沢一男君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番、鵜野澤一夫君及び9番、吉野繁徳君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(鵜沢一男君) 開票結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

このうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 12票

反対 0票

以上のとおり賛成多数であります。したがって、本案は同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

◎同意案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第8、同意案第3号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第3号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、現職の藍野教育長が3月31日をもって辞職されることを受け、新教育長に17区の1にお住まいの竹之内達生さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

竹之内さんの経歴については、お手元にお配り申し上げました略歴書のとおりでございます。

竹之内さんは、昭和61年から現在まで千葉県教育委員会に奉職され、教職一筋で子供たちの教育にご尽力されてこられました。山武長生管内の小学校、中学校の教壇に立ち、長生管内の中学校の教頭を経て、平成31年4月からは一宮中学校の校長を務めておられます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校行事が思うようにできない状況にあっても、常に前向きに、生徒を第一に考え、形や手法を変えた新たな試みと創意工夫で様々な行事に取り組み、生徒は新しい体験や発見に感動し、生き生きと学校生活を送っております。また、その生徒の様子を学校のホームページや発行紙で保護者や地域の方に積極的に発信し、開か

れた学校づくりを展開されております。

日頃から、生徒や教職員の様子を温かく見守り、個々の良さを称え、可能性をさらに引き出すような言葉掛けをされるなど、その学習環境づくりは非常に素晴らしく、お人柄と教育に対する熱意が伝わってまいります。

教え子はもちろん、職場や町職員、また、地域の方々からの信頼は厚く、温厚誠実で人格識見ともに大変優れておられ、今後、当町の教育行政はもとより町行政全般にわたり、誠意をもって取り組んでいただけるものと思っております。教育長として適任であると考えますので、議会のご同意をお願い申し上げたく上程いたすものでございます。

ご同意をいただきましたら、竹之内さんを令和4年4月1日から教育長としてお迎えを申し上げ、町教育行政のためにお力添えをいただきたく存ずる次第でございます。任期は、前任者の残任期間である令和7年1月31日までです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、本案も人事案件ですので、発言には注意をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

まず、町長にお尋ねします。

昨年に藍野教育長の任命承認をしたばかりなんですが、僅か2か月足らずで辞任ということなんですが、これはあまりにもちょっと早すぎるので、その辺の説明をお願いしたい。

もう一つ、竹之内現任校長さんは、59歳でありますよね。定年はもう1年先かもしれないというふうに私、思ったんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1つ目のご質問でございますが、藍野教育長の再任からまだ日数が少ないということでございますけれども、この度、藍野先生からご辞任をなさりたいというご意向を寄せていただきまして、私どもで折衝いたしましたけれども、ご辞任のご意思が固く、この点はいかんともし難いこととして、私ども甘受いたしました次第でございます。

2つ目についてでございますけれども、今おっしゃっていただいたとおり、確かに、いわ

ゆる60歳までの間にはあと1年あるということですが、その点につきましては、この度私からご同意を申し上げるにつきまして、竹之内先生にはご相談を申し上げまして、その点をご納得をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、同意案第3号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき投票により採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に10番、志田延子君及び11番、森 佐衛君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（鵜沢一男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（鵜沢一男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（鵜沢一男君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、志田延子君及び11番、森 佐衛君、開票の立会人をお願いします。

（開票）

○議長（鵜沢一男君） ただいまの投票結果、開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

このうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 11票

反対 1票

以上のとおりです。賛成多数です。したがって、本案は同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第9、発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

につきましてご説明いたします。

発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月16日提出。

提出者、一宮町議会議員 鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員 志田延子、森 佐衛、吉野繁徳、内山邦俊、川城茂樹。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

今回の改正は、本定例会の初日に町の事務分掌条例が改正されたことを受けて、関係する一宮町議会委員会条例の一部を改正するものです。

それでは、裏面をご覧ください。

初めに、「第2条第1号イを削り」とありますが、これは秘書広報課の所掌に属する事項を削除するものです。

次に、「同号ウ中「企画課」を「企画広報課」に改め、同号ウを同号イとし」とありますが、これは企画課の名称を企画広報課に改め、前段でイが削除されましたので、このウをイに繰り上げるものです。

次の、「同号中エを削り、オをウとし」とありますが、これはオリンピック推進課の所掌に属する事項を削除し、オをウに繰り上げるものです。

以降、「カからセまでをエからシまでとする」は、2項目削除されたことにより、カ以降を繰り上げるものです。

なお、附則としてこの条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第10、発議案第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に強く抗議し、ウクライナの平和回復に尽くすことを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、12番、藤乗一由君。

○12番(藤乗一由君) 12番、藤乗です。

発議案第2号についてご説明いたします。

発議案第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に強く抗議し、ウクライナの平和回復に尽くすことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、志田延子、吉野繁徳、鵜野澤一夫、袴田 忍、小安博之、鵜沢清永、大橋照雄、小関義明、内山邦俊、川城茂樹。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

それでは、これについて説明させていただきます。

報道によりますと、去る2月24日に開始されたロシア軍による軍事侵攻はますます激しさを増し、多くの一般市民の犠牲者も出ております。

また、原子力発電所への攻撃、核の使用もほのめかすようなロシア側の発言もあり、これらの行為は戦時における国際法上におきましても、戦争犯罪とも言われる非常に危険な状況であります。

さらに、一宮町は平成7年に非核平和都市宣言を表明している自治体でもあります。現在の状況について、見過ごすわけにはいきません。

それでは、意見書の本文を読み上げさせていただきます。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に強く抗議し、ウクライナの平和回復に尽くすことを求める意見書。

2022年2月24日、ロシア軍によって開始されたウクライナへの軍事侵攻は明らかなる国際法違反であり、国際社会の、ひいては我が国の平和と安定を脅かすものであり、断じてこれを容認できるものではない。

一宮町議会は、この軍事侵攻に対して断固反対するとともに、直ちにロシア軍が主権侵害を停止し、無条件で撤収することを強く求める。

我が国においては、国際社会の秩序の下、ロシア軍の軍事侵攻の停止、即時撤退、ウクライナの平和の回復に向けた最大限の対策を尽くすこと。さらには、在留邦人の安全確保に取り組むとともに、国民生活への影響を最小限に抑えることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日。

千葉県長生郡一宮町議会、議長、鶴沢一男。

内閣総理大臣様。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、発議案第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に強く抗議し、ウクライナの平和回復に尽くすことを求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第1回一宮町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時51分